

[illegible]

平成 26 年 第 1 回

別海町議会議決例規程

[illegible]

自 平成26年 3月 5日

至 平成26年 3月13日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成26年 3月 5日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 平成26年度行政執行方針及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | | 平成26年度教育行政執行方針 |
| 日程第 7 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 8 | 議案第18号 | 別海町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 平成25年度別海町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第10 | 議案第11号 | 平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第12号 | 平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第13号 | 平成25年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第14号 | 平成25年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第15号 | 平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第16号 | 平成25年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第17号 | 平成25年度別海町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 同意第 1号 | 別海町監査委員の選任について |
| 日程第18 | 同委第 2号 | 別海町監査委員の選任について |
| 日程第19 | 同意第 3号 | 根室町村等公平委員会委員の選任について |
| 日程第20 | 報告第 2号 | 専決処分の報告について |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|-------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 平成26年度行政執行方針及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | | 平成26年度教育行政執行方針 |
| 日程第 7 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について |

日程第 8 議案第 18 号 別海町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
 日程第 9 議案第 10 号 平成 25 年度別海町一般会計補正予算（第 7 号）
 日程第 10 議案第 11 号 平成 25 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 11 議案第 12 号 平成 25 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 12 議案第 13 号 平成 25 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 13 議案第 14 号 平成 25 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 14 議案第 15 号 平成 25 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 15 議案第 16 号 平成 25 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）
 日程第 16 議案第 17 号 平成 25 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）
 日程第 17 同意第 1 号 別海町監査委員の選任について
 日程第 18 同委第 2 号 別海町監査委員の選任について
 日程第 19 同意第 3 号 根室町村等公平委員会委員の選任について
 日程第 20 報告第 2 号 専決処分の報告について

○出席議員（16 名）

1 番 木 嶋 悦 寛	3 番 森 本 一 夫
4 番 今 西 和 雄	5 番 西 原 浩
6 番 杳 澤 昌 廣	7 番 小 林 敏 之
8 番 安 部 政 博	9 番 瀧 川 榮 子
10 番 山 田 信	12 番 松 原 政 勝
13 番 戸 田 博 義	14 番 戸 田 憲 悦
15 番 中 村 忠 士	16 番 佐 藤 初 雄
副議長 17 番 安 田 輝 男	議 長 18 番 渡 邊 政 吉

○欠席議員（1 名）

2 番 松 壽 孝 雄

○出席説明員

町 長 水 沼 猛	副 町 長 磯 田 俊 夫
教 育 長 真 籠 毅	代表監査委員 鈴木 英 世
監 査 委 員 下川原 洋	教 育 委 員 長 大 塚 保 男
選 管 委 員 長 高 崎 好 藏	農 業 委 員 会 会 長 松 田 寅 義
総 務 部 長 竹 中 仁	福 祉 部 長 佐 藤 次 春
産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜	建 設 水 道 部 長 小 西 健 夫
教 育 部 長 藤 原 繁 光	監 査 委 員 事 務 局 長 宮 部 正 好
農 委 事 務 局 長 佐々木 勉	病 院 事 務 長 佐 藤 一 彦
会 計 管 理 者 半 田 雅 代	福 祉 部 次 長 佐 藤 英 敏
福 祉 部 次 長 田 保 圭 乙	産 業 振 興 部 次 長 佐 藤 則 夫

産業振興部次長 竹 内 伸 康
 総合政策課長 浦 山 吉 人
 総務課参事 金 田 秀 幸
 町民課長 三 戸 俊 人
 福祉課参事 今 野 健 一
 保健課長 門 脇 芳 則
 デイサービスセンター施設長 中 澤 庄 一
 農政課長 山 崎 茂
 商工観光課長 大 槻 祐 二
 事業課長 千 葉 悦 男
 上下水道課長 佐 藤 敏
 生涯学習課長 下 地 哲
 病院事務課長 小 湊 昌 博

総務課長 佐 藤 告
 財政課長 河 嶋 田 鶴枝
 税務課長 宮 越 正 人
 福祉課長 佐 藤 英 敏
 特養建設準備室長 田 保 圭 乙
 特養施設長 村 井 勉
 老健事務長 岡 田 一 芳
 水産みどり課長 佐 藤 則 夫
 管理課長 小 島 実
 事業課技術長 山 岸 英 一
 学務課長 中 谷 隆 弘
 図書館長 佐 藤 清 美

○議会事務局出席職員

事務局 登 藤 和 哉

主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

1 3 番 戸 田 博 義
 1 5 番 中 村 忠 士

1 4 番 戸 田 憲 悦

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから、平成26年第1回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席委員は、2番松壽議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

1番戸田博義議員、14番戸田憲悦議員、15番中村議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

それでは、議会運営委員長。

○議会運営委員長（戸田博義君） それでは、議会運営委員会から報告を申し上げます。

去る2月24日及び27日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で46件であります。提出されました議案は、平成26年度各会計予算が8件、平成25年度各会計補正予算が8件、条例の制定が3件、条例の一部改正が18件、条例の廃止が1件、組合規約の変更が1件、辺地総合整備計画の変更が1件、町道の認定廃止が1件、専決処分の承認が1件、監査委員の選任が2件、公平委員の選任が1件、工事請負契約の変更が1件であります。

これら提出案件のうち、議案第2号から議案第9号までの8件、議案第19号と20号の2件を除く36件については委員会の付託を省略し、本会議において、質疑、討論、採決すべきものと決定いたしました。

なお、報告第2号の専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

委員会に付託する平成26年度各会計予算については、全議員で構成する平成26年度各会計予算審査特別委員会を設置して、審査すべきものと決定いたしました。

委員長には安部議員、副委員長には杳澤議員を候補者として選任いたしました。なお、正副委員長の互選については、議長指名により行いますので御了承願います。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、3月5日から3月13日までの9日間とし、1日目には、最初に町長及び教育長の行政執行方針の説明があります。

その後、町長提出議案のうち先議の申し出がありました議案第10号から議案第17号までの平成25年度各会計補正予算8件と、議案第18号、承認第1号、同意第1号から同意第3号までの3件、合わせて13件についての内容説明、質疑を行い、討論、採決を行います。

2日目には、町長提出議案の32件について、内容説明と質疑を行うことといたしました。

6日目、10日には一般質問を行います。予算審査の中で一般質問と同様の質疑も予想されることから、予算審査の前に行うこととしています。

なお、3月8日と9日は休日休会で、7日と11日及び12日の3日間は議案調査及び議案審査のため休会とし、7日は各常任委員会、11日と12日の2日間は予算審査特別委員会を行います。

また、最終日の13日には特別委員会に付託した議案の採決、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員及び委員会提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村忠士議員、西原浩議員、木嶋悦寛議員、瀧川榮子議員の4名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と、町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、委員会提出案件が1件であります。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書が福祉医療常任委員長から提出されます。定例会最終日に提案されることになっております。

なお、会期及び議事日程の中でも申し上げましたが、本定例会においても各常任委員会開催のため休会日を1日設け、各常任委員会での議案審査や所管事務調査及び討議の時間を確保した日程としました。各常任委員会の運営等については、委員長初め議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、反問権についてですが、議員の質問に対して論点、争点を明確にするためのものであり、質問、回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。

町長初め執行機関、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告を終わります。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から３月１３日までの９日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から３月１３日までの９日間と決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第５ 平成２６年度行政執行方針及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第５ 町長から、平成２６年度行政執行方針及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成２６年第１回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆さんにおかれましては年度末の大変お忙しい中、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、２月中旬に日本列島縦断的に通過をし、各地に大雪をもたらした低気圧の影響で、道東地方では１６日から１９日にかけて交通網が寸断され、昨年３月の暴風雪災害の再来が脳裏を横切りました。

先週の全員協議会でも御報告を申し上げましたが、本町の一部で生乳の廃棄処分が出るなど、生産活動に影響を及ぼしたところであります。

ただ、昨年の教訓もあり、人的被害が発生しなかったことは幸いでございました。

その後は、大きな天候の崩れはありませんでしたが、本日から明日の午前中にかけて降雪の予報が出されており、定例会開催中ということもありまして、大きな崩れにならないことを願っております。

先月の長引いた大雪と暴風雪により除雪費も次第に残額が少なくなり、その直後にも降雪予報が出ていたことなどから、２月１８日付で除雪費にかかわる予算の専決処分をさせていただいております。後ほど報告をさせていただきますので、御承認をいただくようお願いをいたします。

本定例会には、本日、平成２６年度各会計予算のほか、国の補正予算への対応を含めた平成２５年度の各会計補正予算、条例の制定及び一部改正にかかわる議案のほか、同意、報告などを含め、合わせて４６の案件を提出させていただいております。

予算審査特別委員会での御審議もいただくため、１３日までの審議日程が予定されておりますが、どうぞ慎重に御審議をいただき、すべての議案について御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、国民健康保健療養給付費負担金等の交付額について、２月２８日付で北海道から確定通知がありまして、返還金が発生することになりました。

このため、新たな予算補正が必要となり、現在、予算を調整中ですが、本定例会中に追加議案として提出をさせていただきますので、御理解をお願い申し上げます。

では、平成26年度第1回町議会定例会開会に当たって、平成26年度行政執行に対する私の所信を述べさせていただきます。

まず初めに、私は平成23年4月に町民の皆様から2期目の町政運営を託されました。

それからの約3年間、町長に就任した当初と変わらぬ思いで町民の皆様の声に耳を傾け、さまざまな施策を展開しながら、まちづくりに取り組んでまいりました。

1期目から通算して7年間、町民並びに議員の皆様にご賜りました御理解と御協力に、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、国内経済の状況に目を向けますと、アベノミクスによる金融緩和や機動的財政出動、また、消費税率引き上げに備えた駆け込み事業などにより、内閣府の月例基調判断において、景気は緩やかに回復をしており、先行きも回復基調が続くとされております。

しかし、本町を初めとした地方では、いまだ景気回復感に乏しいのが現状であり、今後のTPP交渉の行方や消費税率引き上げ後の反動が、地方経済に対して、どのような影響をもたらすのかも危惧されるところであります。

加えて、本町が財源を大きく依存する地方交付税は、特別加算の見直しなどにより、今後もその姿を正確に見定めることが困難な状況にあります。

このように、地方を取巻く環境は、国の政策や世界経済の影響を受けながら容易に変化を繰り返しますが、私たちはこの波に翻弄されることなく、堅実に歩みを進めていかなくてはなりません。

私は、第6次別海町総合計画、後期5カ年のスタートに当たり、別海町中小企業振興行動指針の基本施策推進に努め、雇用や所得の向上が図られるよう各種事業を展開してまいります。

また、平成25年度に策定した別海町協働基本指針に基づき、情報共有と住民参加と協働をさらに推し進め、身の丈にあった健全な財政運営を実践してまいります。

そして、住民福祉の一層の向上が成されるよう、2期目のまとめとなる平成26年度の行政執行に、職員と一丸になって取り組んでまいり所存でございます。

次に、第6次別海町総合計画の推進についてでございます

平成21年度に策定した第6次別海町総合計画は、町の将来像を掲げ、その実現に向けた計画的行政運営を進めていく、いわゆるまちづくりの指針でございます。

この計画も策定して5年が経過することから、平成25年度に前期5カ年における成果や課題を整理し、パブリックコメントやまちづくり懇談会などにより、多くの町民の皆様から御意見をちょうだいした上で、後期5カ年に向けた基本計画の見直しを行ってまいりました。

平成26年度は計画折り返しの初年度であるとともに、第6次実施計画の実践年度としてより一層の計画推進を図り、平成30年度が最終目標であることを十分認識をしながら、さらなる歩みを進めてまいります。

公共施設の老朽化や、空き屋、空き店舗、及び事業所の廃止、移転等により、空洞化が進んでいる別海市街地については、今後も人がにぎわい、憩い、集う、いわゆる本町の中心市街地としての再構築を図ってまいります。

そのため、現在、第6次総合計画の見直しとあわせ、別海町市街地活性化計画、別海地区の策定に取り組んでおり、各種学習会の実施など、具体的に町民の皆様の参加機会等も設定しながら検討を進めているところでございます。

町民の皆様にとって、今後も住みよく、次代に誇れる町であり続けるため、これまでの

計画見直しを通して浮彫りとなった課題を整理して、選択と集中の観点から、より良い手法を模索し、後期5カ年の活力あるまちづくりを目指し、積極的に取り組みを進めてまいります。

続いて、主な施策の執行方針を申し上げます。

最初に、活力ある産業のまち、農業の振興についてでございます。

平成26年度における酪農・畜産政策として、加工原料乳の数量が引き下げとなります。

しかし、補給金に加えて実施される関連対策や、本年度から補給金の交付対象にチーズ向けが追加されたことで、単価は25年度に比べると25銭高い、13円25銭になるとされております。補給金の値上げは、配合飼料価格の高騰が止まらず、生産コストの上昇などで酪農経営が厳しさを増す現状を反映したものとも伺えます。

しかし、価格対策だけでは酪農家の減少に歯止めがかかっていないことから、自給飼料の拡充など、さまざまな経営安定対策を駆使し、生産基盤を強化していかなければなりません。

環太平洋経済連携協定、TPPについては、町内の基幹産業に多大な影響を及ぼすものであり、政府は重要5品目等の聖域が確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとするとした、さきの国会決議等を断固として遵守すべきであります。

TPPにつきましては、今後も町民の皆様、そして関係団体とともに、政府の対応を引き続き注視をしてまいります。

別海町は日本一の酪農の町として、自然環境との調和を基本に据えて、国民の食料を確保し、供給責任を果たす使命があります。

しかし、ここ数年は河川へのふん尿や廃棄乳の流出事故に端を発して、環境問題がクローズアップされているところでございます。

酪農・畜産業と漁業の共存共栄を目指し、未来の子供達に誇れる産業として繁栄させていくために、関係する条例や規則等を整備した上で、農業者はもとより一次産業にかかわる関係者、及び関係団体が一体となった環境行政を進めてまいります。

農業振興にとって、担い手の確保は最重要課題の一つであります。

酪農研修牧場を核として、夫婦研修に単身者研修を加え、新規就農と法人経営等に対し、サポート支援を行ってまいります。

とりわけ、多額の資金を必要とする新規就農者には、補助事業等による助成事業を基本としながら、後継者対策を含めた総合的な担い手対策の推進に引き続き全力で取り組んでまいります。

また、農業施設建設や草地更新などの生産基盤整備事業、及び農村環境整備事業などの確保と推進に努め、酪農ヘルパー、コントラクター、TMRセンターなどに対しては、指導関係機関との密接な連携による支援を行ってまいります。

次に、林業の振興です。

豊かな森林は、安全で安心な農作物や水産物にとって欠かせない水をはぐくむ源であり、森林を計画的に整備、保全することが、酪農と漁業を守る上で最も重要なことであります。

森林の持つ多面的な機能を維持増進していくために、町有林の適正な管理を図るとともに、私有林についても森林整備に対する意識の啓発を行いながら、除間伐や造林などの取り組みが進むよう、積極的に支援をしてまいります。

また、地域材の活用については北海道とも連携し、公共施設はもとより、民間施設や農業施設等の木造及び木質化促進を図り、地産地消を推進してまいります。

近年、河川環境に対する意識が高まり、多くの皆さんが植樹祭等に参加され、各種団体にも河川周辺への植樹運動に取り組んでいただいております。

こうした地道な活動を支え、河川周辺の森林を維持していくため、町有林の一部を水辺林として指定いたしました。

今後は、私有林につきましても地域の皆様の御協力をいただき、環境保全に対する意識の高揚を図りながら、水辺林として範囲拡大がなされるよう努めてまいります。

次に、水産業の振興でございます。

不漁が続いていた秋サケ漁は、昨年、来遊予報を大きく上回る漁獲量となりました。

また、主要魚種の一つであるホタテ漁につきましても、当初計画を上回る水揚量となったものの、燃油や資材等の価格高騰による操業コスト上昇など、漁家経営は依然として厳しい状況が続いております。

水産業は、本町経済の一翼を担う重要な基幹産業であり、早くから増殖と養殖事業に取り組み、つくり育てる漁業の推進と資源管理型漁業の確立で、比較的安定した資源を確保してまいりました。

近年は水産物の供給基地として、新鮮な魚貝類の安定供給が求められていることから、HACCPの概念に基づいた衛生管理型漁港の整備や、地域ブランドの品質向上に努めてまいります。

また、地場の特性を生かした地産地消の推進や魚食普及など、内需拡大に向けた取り組みを支援してまいります。

次に、観光振興についてでございます。

本町を訪れる観光客数は、東日本大震災時の影響から回復の傾向にありますが、増加するまでには至っていない現状でございます。

観光振興は地域経済にも大きく影響することから、観光消費額の増加が期待できる滞在型観光を推進するため、誘客対策を初めとする事業を展開し、さらなる食観光の充実と体験観光資源の基盤強化に取り組んでまいります。

また、修学旅行を初めとする教育旅行誘致などの観光振興策は、広域的な観光資源の活用が有効であることから、近隣市町との協力体制を築き、より一層の推進を図ってまいります。

商工業の振興についてでございますが、景気は全国的に見ると回復傾向にあるものの、地方にはその効果が届いておらず、依然として厳しい経済環境下にあるところです。

このため、経営基盤安定のための利子補給・保証料補助事業や、新規開業者及び経営拡大に対する支援対策、商店街活性化対策、地元業者への受注機会確保対策等の各種施策を引き続き実施してまいります。

また、向学心の向上及び勤労観の醸成を図り、広い視野を持った地域経済の担い手育成のため、地元高校生を対象とした大学視察等の事業を新たに実施いたします。

次に、雇用・勤労者対策についてですが、中小企業者の雇用確保と高校生の就職支援を目的として、企業マップの作成や中小企業者と高校生の懇談会を実施いたします。

なお、平成8年から実施してまいりました冬期失業対策除雪作業につきましては、冬期失業者の減少や除雪作業を担ってきた組織構成員の高齢化などにより、失業対策を目的とした事業としては継続が困難となりました。

このため、平成25年度で事業を終了することといたしましたが、男女共同参画社会の形成の促進や労働者の通年雇用対策などについては、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に自然と共生するまち、環境・エネルギー先進自治体の形成についてでございます。

御存じのように、エゾシカによる被害は根室管内はもとより全道的にも深刻な問題で、本町においても農林業被害の増加や観光資源への影響、また、越冬地化も進みつつあることから住民生活にも支障を及ぼす事態となっております。

エゾシカ被害を軽減し、交通事故等を無くするためにも継続的な駆除対策が必要であり、広域的な駆除の実施に向けて、国や北海道とも連携しながら、個体数の適正化に努めてまいります。

環境保全や地域温暖化防止に資するため、平成25年度を計画の最終年次として、平成21年度から実施してまいりました住宅用太陽光発電システム補助事業は、既に目標値を達成したところでございますが、地域のニーズを見極めながら継続実施することといたしました。

本町は昨年6月11日、農水省を初め、国の1府6省連携によるバイオマス産業都市に、全国8地区のうちの一つとして認定を受けたところでございます。

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すため、町内に建設されるバイオガスパラント事業に対しては、関係する農業協同組合とともに支援と協力を行ってまいります。

国営環境保全型かんがい排水事業は、平成19年度に別海地区が事業完了し、平成27年度には、別海南部地区と別海西部地区が完了予定となっております。

また、平成24年度には新たに別海北部地区が採択され、平成42年度までの19年間にわたる事業として実施されることとなり、本事業が町全体の環境保全に資することとなりました。

引き続き、基幹産業である農業と漁業が共存できる環境づくりを実践するため、関係機関に対し要請を行いながら、事業の推進と早期完了を目指してまいります。

次に、ごみ処理等、循環型社会の形成についてでございますが、従来の廃棄物の3Rである発生抑制、リデュース、再利用、リユース、再生利用、リサイクルに、レジ袋や過剰包装等の拒絶、リフューズを新たに加えた4R運動を推進してまいります。

また、新たに10リットルサイズの一般ごみ袋を導入し、ごみの適正処理と減量化に取り組むとともに、じんかい収集車を更新するなど、安定したごみ収集体制等の確保に努めてまいります。

次に、健やかに暮らせる福祉のまち、まず、健康づくりの推進についてでございます。

すべての町民が心身ともに健康でいきいきと元気に暮らしていくためには、若い世代から健康に関心を持ち、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを支援する必要があります。

昨年策定した健康べつかい21の第2次計画に基づく、生活習慣病の一次予防に重点を置いた取り組みとして、引き続き特定健診を初めとして各種健診等を実施し、予防や早期発見、早期治療に向け、医療費の抑制にもつながる効果的な保健指導を行ってまいります。

また、本町では肥満傾向児の出現率が全道、全国に比べ高率であることから、胎児期から成人に至る各世代に応じて、関係機関と連携して保健指導や栄養指導を積極的に行って

まいります。

さらに、定期や任意の各種予防接種が適切に行われるよう医療機関と連携しながら接種体制を確保し、疾病や感染症の予防にも努めてまいります。

体の健康とともに重要なものが心の健康でございます。現代はストレス過多の社会であり、人々が抱える心の問題が多様化し、だれもが心の健康を損なう可能性があります。

町民の心の悩みに対応できるよう、引き続き心の健康相談を実施してまいります。

次に、医療体制の充実についてでございます

町民の皆様が健康で安心な暮らしを続けるために、安定した地域医療の確保は重要な課題でございます。

全国的に医師及び医療スタッフ不足が続いておりますが、今年2月に常勤の小児科医師が着任したことにより、内科医4名、老健施設長を含む外科医3名、小児科医1名、産婦人科医1名の常勤医体制となりました。

加えて、非常勤の精神科・心療内科医1名、西春別駅前診療所、尾岱沼診療所に各1名の嘱託医師を確保して、医療体制を整えてきたところでございます。

今後も引き続き奨学金や再任用制度の活用、さらに、医師確保推進機関等との連携を積極的に行い、安定的な人材確保に努めるとともに、長年にわたり御支援をいただいている札幌医科大学との連携をさらに深めることで、地域医療の充実を図ってまいります。

また、近隣市町拠点病院との広域連携、患者搬送体制の強化を図りつつ、医療、保健、福祉が連携した予防医療の推進に努めてまいります。

特に重症救急患者への対応として、平成21年10月から運用が始まったドクターヘリにつきましては、年間40件以上の救急患者を搬送しており、地域医療には欠かせない存在になっていることから、今後とも安定した運航体制を確保してまいります。

このほかにも、札幌医科大学との教育連携事業により、これまで成果を上げてきた学生の地域密着型チーム医療実習の受け入れや、町民を対象とした公開講座の開催、医療及び行政との協働による地域医療のあり方の検討などを進めてまいります。

このように、病院が身近に感じられる仕組みづくりの構築等、多面的な地域医療連携事業を推進することで地域医療の充実を図ってまいります。

次に、子育て支援の充実についてでございます。

子供は社会の希望であり、未来をつくる力であると言われております。子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、子供一人一人や保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つであります。

このような考えのもと、本年度は、教育、保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保や、業務の円滑な実施に関する計画として、別海町子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。

また、老朽化が著しい本別海へき地保育園の改築に向けた実施設計に着手するなど、保育園等の計画的な整備に努めてまいります。

次に、障がい者支援の充実についてです。

現在、障がいのある人達にかかわる総合的な計画として、別海町障がい者計画・第2期を策定し、施策を展開しております。

平成26年度はサービスの目標量の設定を含め、生活支援の実施計画的な位置づけとして、第4期障がい福祉計画を策定いたします。

また、虐待防止や権利擁護に関する理解と認識をより一層深めるための研修を行うなど、障がい者の尊厳を守り、自立と社会参加の促進に努めてまいります。

次に、高齢者施策の充実についてでございます。

平成24年度からの3カ年計画である別海町高齢者保健福祉計画、及び第5期介護保険事業計画は、平成26年度で計画期間が満了となります。

このことから、介護保険制度改正の方向性との調和を図るとともに、介護保険料の見直しを含め、介護予防事業の充実と地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、新たな計画を策定いたします。

老人福祉施設であるケアハウスみどり野は、建設から15年が経過をして計画的な整備が必要であることから、ボイラー設備や厨房機器の更新などを行います。

また、在宅生活を支援する老人保健施設すこやか避難用通路を整備するとともに、通所リハビリについては土曜日の営業を行い、支援を必要としている高齢者へのサービス体制の充実を図ってまいります。

特別養護老人ホームと別海デイサービスセンターの民営化については、本年2月に社会福祉法人べつかい柏の実会と締結した経営移譲に係る協定に基づき、4月1日から民営化をいたします。

施設の建てかえは、法人が本年度に着手し、平成27年度秋頃の完成を目指して進めることとなります。

法人に対しては、施設の建設に要する資金借入金の元利償還費と、現施設での経営によって生じる損失金について財政的支援を行うとともに、要請に基づき町職員を派遣するなど、人的支援についても検討をしてまいります。

次に、人を育てる学びのまちについてでございます。

まず、社会教育の推進について、子どもから高齢者まであらゆる世代のだれもが、いつでも学べる社会教育の環境づくりを推進してまいります。

また、育てよう、別海町の学びの木の発達課題を確認しながら生涯学習の振興を図るとともに、町民の社会教育活動の拠点施設である仮称生涯学習センター整備に向けた、基本構想策定の具体的な取り組みを進めてまいります。

学校教育の推進については、次代の本町を担う人材の育成に向け、生き抜く力をはぐくみ、確かな学力を身につけることができる信頼される学校づくりを進めます。

また、学力と学校力の向上に創意と工夫を凝らした特色ある教育を実践するため、教育環境の向上に努めてまいります。

学校施設については、中春別中学校、上西春別中学校の改築を進めるほか、既存施設の長寿命化などにも取り組んでまいります。

次に、青少年の健全育成についてでございますが、子供たちの健全な成長には、生活リズムの確立や基本的な生活習慣の育成が重要であることから、家庭、学校及び地域が一体となったメディアコントロールの推進を図ってまいります。

地域文化の振興でございますが、芸術や文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上で大きな力となることから、積極的に参加、創造ができる環境づくりを推進いたします。

また、貴重な国指定史跡である旧奥行臼駅通所を初めとして、別海町歴史文化遺産については、その保護と保全に努めてまいります。

次に、スポーツの振興についてでございます。

明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するため、スポーツの振興を図ってまいります。

新たに指定管理者による管理運営を開始する総合スポーツセンター施設については、移行期間として町職員を併置しながら、円滑な移行がなされるよう支援を行ってまいります。

また、町民のだれもが身近にスポーツに親しむことができる、町民皆スポーツの実現に工夫改善しながら積極的に取り組むとともに、計画的なスポーツ施設の維持補修に努めてまいります。

なお、教育行政については、この後、教育長から教育行政執行方針の説明がありますので、私からは基本的な考えについて述べさせていただきました。

次に、快適で安全なまち。初めに住宅・宅地の整備についてでございます。

公営住宅につきましては、老朽化による建てかえ事業を進めております。

平成26年度は、上春別団地公営住宅1棟4戸を建てかえるとともに、西春別団地公営住宅についても基本計画及び実施設計を行います。

このほか、別海町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐久性の向上や予防保全的な改善を図るため、新西春別駅前団地の給排水管及び断熱改修の実施設計を行ってまいります。

宅地整備は、海岸地区における津波や高潮対策への対応として、低地からの移転要望に対応できるよう、供給可能な適地の準備に取り組むことといたします。

また、このほかにも町内の遊休町有地の利活用を検討してまいります。

次に、道路・交通網の整備についてでございます。

町道の整備は、町民生活や食料基地としての農水産物の安定輸送等、活力のある地域づくり、まちづくりを進める上で極めて重要なものであります。

今後も国の施策、制度を最大限に活用しながら効率的に整備を進めるとともに、各地域からの強い要望にこたえ、臨時町道整備事業を継続して実施いたします。

また、橋梁の長寿命化補修事業による工事を、年次計画に従い平成26年度から実施いたします。

さらに、舗装道路の老朽化した路線も増加しつつあることから、利用者の安全と円滑な交通確保に努めるため、主な舗装道路の路面点検を実施し、補修、修繕計画を作成することといたします。

次に、水道の整備についてでございます。

安全な水道水を町民がいつでも安心して使用することができるよう、水質管理、施設管理に重点を置き、安定供給に万全を期していくとともに、水道ビジョンを策定し、長期的な政策目標を定め、さらなる企業経営の効率化と安定化に努めてまいります。

また、水道施設の老朽化に対しては、現在、本町で実施中の国営事業なども活用し、継続的な改修整備により長寿命化を図ってまいります。

下水道処理施設の整備につきましては、老朽化した終末処理場の長寿命化に取り組み、設備機器などの改築や更新事業を計画的に進め、維持管理経費の縮減を図るとともに、適正な管理による安定した汚水処理に努めてまいります。

また、住宅建設がふえている未整備地区の管渠整備を進めるとともに、合併浄化槽については、設置希望者の要望にこたえながら事業の推進を図ることで、今後とも公衆衛生の向上と快適な生活環境の確保に向け、全町的な水洗化を進めてまいります。

続いて、消防・救急体制の充実についてでございます。

近年は頻発する自然災害や事故への対応に備え、消防体制の整備と充実が求められてお

ります。

平成26年度は、消防団の拠点施設整備として第3分団詰所及び車庫の改築工事に着手するほか、大型消防車両の更新や大規模災害の対策資機材の整備を進めるなど、体制強化を図ってまいります。

また、自動体外式除細動器、いわゆるAEDは、これまで公共施設を中心に配備を進めてまいりましたが、人命にかかわる不測の事態に対応を強化するため、民間企業の協力を仰ぎながら、夜間営業する店舗への配備にも新たにに取り組んでまいります。

次に、防災対策の推進についてでございます。

災害に強いまちづくりを推進するため、地域防災計画に基づき、災害時の被害を最小化する減災対策の拡充を図るとともに、さらなる地域防災力の向上に努めてまいります。

災害発生時における支援物資到達までの間の対応強化を図るため、町内各地区の避難所に指定されている施設の中から中核的施設を対象に、食料や資機材等を計画的に配備いたします。

また、減災、防災に対する町民意識の高揚のため、自主防災組織や町内会等を対象とした防災教育講習会の開催や、防災訓練の実施に対する支援を行い、地域のさらなる減災、防災力の強化に取り組んでまいります。

野付半島における防災対策といたしましては、漁業者や観光客を津波等の自然災害から守るため、平成27年度の完成を目指して避難施設の基本設計、及び実施設計に着手いたします。

また、本町の海岸線は大部分が遠浅で、環境の変化に伴い浸食が進み、低気圧や高潮による冠水被害が発生するなど、漁業活動に支障を来している現状にあります。

加えて、浸食に伴う海岸線の後退により自然環境への影響も懸念されることから、早急な海岸保全対策を実施するよう、引き続き国や北海道など関係機関に要請してまいります。

次に、交通安全の推進についてでございますが、交通事故のない安全、安心な社会をつくり上げることは、すべての町民共通の願いであります。

このため、経年変化等で認識度が低下した町道の区画線を初めとし、交通安全施設の整備を計画的に進め、地域から要望のある信号機や規制標識等の設置については、必要性和優先度を確認しながら、所管する機関に対して設置要請を行ってまいります。

また、交通安全指導員や交通安全協会等の関係機関と連携して、交通安全教育に取り組み、交通安全意識の高揚を図るため啓発活動を強化してまいります。

次に、参画と協働でつくるまち。初めに、住民参加のまちづくりについてでございます。

これまでも、第6次総合計画や自治基本条例の精神のもと、協働のまちづくりを町政の中心に据え、情報共有や町民参加によるまちづくりの実践に向けて取り組んでまいりました。

今後においても、町民の皆さんが真に知ることを求めている情報の把握に努め、まちづくりへの参加と実践の大きな機会である公募型補助金制度のより一層の推進など、的確な情報提供と参加機会の提供に心がけてまいります。

次に、北方領土対策の推進についてでございます。

我が国固有の領土である北方四島が、戦後68年を経過した今日においても、ロシアにより法的根拠のない占拠下におかれていることは誠に遺憾であります。

このような中、昨年4月に現総理大臣がロシアを10年ぶりに公式訪問し、平和条約交渉が再スタートしたところでありますが、その後5度の首脳会談、そして外相会談や次官級協議が開催され、日露間における外交交渉は目に見えて活発化しています。

本町といたしましても、関係機関と連携しながら、領土返還の気運を一層高めるための啓発事業や北方四島交流事業の取り組みを継続して実施してまいります。

また、尾岱沼の北方領土問題啓発施設、別海北方展望塔を含む白鳥台一帯が、道の駅おだいとうとして登録されてから早くも3年が経過しようとしておりますが、近年は北方領土青少年等現地視察事業などが実施され、当地を訪れる全国の青少年等がふえております。

今後も、返還運動の拠点の地としての啓発はもとより、野付湾や国後島を望む風光明媚な景勝地であることを含め、そのPRに努めてまいります。

次に、時代に対応した自治体経営の推進についてでございます。

国は、経済成長につながる施策を果敢に実行するとともに、4月からの消費税率引き上げに際し、景気の下振れリスクに対応するための政策を展開しております。

この一つとして、経済の成長力底上げと好循環の実現を図ることで持続的な経済成長につなげようと、平成26年度予算とあわせ、平成25年度補正予算を編成しております。

日本経済全体は着実に上向きの傾向にある一方で、地域経済には、まだ景気回復の実感が十分浸透しておらず、さらに基幹産業である酪農、畜産を取り巻く環境や、漁業の漁獲高などに左右される町税につきましては、近年、若干増加の傾向にあるものの、大きな伸びは見込めない状況であります。

地方交付税に大きく財源を依存する本町といたしましては、国政の運営方針次第で、今後も厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されます。厳しい経済情勢ではありますが、町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、補助事業費の積極的な確保に向け、管内または道町村会などを通じて、国に対する要請を継続してまいります。

また、負担と公平の観点から町税等の確保には、これまでと同様、積極的に取り組むものとし、滞納の縮減に向けて厳正に対応するとともに、歳出の効率化や地方債の平準化と抑制など、中期的な財政健全化の取り組みを継続することで、持続可能な財政運営に努めてまいります。

入札制度につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化を基本とし、別海町中小企業振興基本条例に基づいて地元企業の受注増大に努めつつ、さらなる公契約の適正執行に向け必要な改善を取り入れ、公共工事の品質と公平さを確保することで、より良いものを調達する責任を果たしてまいります。

結びになりますが、絶えず変化する社会と経済情勢に対応していくため、第6次別海町総合計画は平成25年度において基本計画の見直しを行い、平成26年度から後期5カ年の実施計画をスタートさせます。

社会資本整備などハード面の充実に加え、子育てや高齢者福祉政策の充実が強く求められる中、行政が果たして行く役割はますます増加するとともに、多種・多様化していくことは明らかであります。

しかし、どのような状況下にあっても、先人たちの流した汗や労苦によって発展してきた私たちのまちを、住んできて良かった、これからも住み続けたいと感じていくことができるまちとして、次世代を担う若者に責任を持って引き継いでいかなければなりません。

これが、私たちに課せられた最大の責務であります。

広大な緑の大地と、自然がはぐくむ幸を豊富にもたらし海。そして、双方を結ぶ幾筋もの清流。この調和の取れた環境を守りながら、情報提供と共有、住民参加と協働を基本に、笑顔あふれる豊かさ実感のまちづくりを目指して、さらなる取り組みを進めてまいり所存であります。

町民の皆様を初め、議員各位の変わらぬ御理解と御協力を心からお願い申し上げ、平成26年度の行政執行方針といたします。

次に、本定例会に提出をいたしました議案の概要について御説明申し上げます。

提出いたしました案件は、議案が41件、承認が1件、同意案件が3件、報告が1件でございます。

まず、議案第2号から議案第9号までの8件は、平成26年度各会計予算でございます。

一般会計で154億5千8百万円、特別会計、企業会計を合わせた全会計の総額では243億8,400万円と、前年度比で6.4%の増額となっております。

議案第10号から議案第17号までの8件につきましては、平成25年度各会計補正予算」でございます。

主な補正内容としては、国の補正予算に対応して約8億7,300万円、また、バイオガス発電事業への出資として1億2,900万円を増額するほか、執行額の確定などによる精査を行い、一般会計で総額10億1,200万円を増額しております。

国民健康保健特別会計では、保険給付費や後期高齢者支援金の増額などで、総額6,270万円を増額し、その他の特別会計、企業会計では執行額の確定などによる減額補正を行うものでございます。

議案第18号は、平成24年度補正に伴う国の臨時交付金にかかわる基金条例を、議案第19号は、畜産環境に関する条例、議案第20号は、河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例を、それぞれ新たに制定するものでございます。

議案第21号は、別海町税外収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。3件の条例にかかわる収入金の延滞金計算方法について、町税の延滞金計算方法に準じた改正を一括して行うものでございます。

議案第22号、別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定については、中春別福祉館の改築にあわせて、施設名称と設置場所の変更をするものです。

議案第23号及び議案第24号につきましては、障害者支援等に関する法律等の改正により、必要とされる事業の追加や語句の整理が必要となったことから、条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

議案第25号は、別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、廃棄物の分類や収集、運搬、処分の方法などをより明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第26号と議案第27号は、特別養護老人ホームの建てかえを控え、土地の分筆整理を行ったため、別海町町民保健センター及び別海町母子健康センターの立地地番が変更となったことから、それぞれの条例の施設設置位置を改正するものでございます。

議案第28号は、別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてで、4月からの消費税率改定に伴い、施設で徴収する手数料の改訂を行うものでございます。

議案第29号は、別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本施設は、現在、指定管理者により管理運営を行っておりますが、消費税率改定及び修繕費や維持費の高騰に対応して、条例で定める利用料限度額の改正を行うものでございます。

議案第30号は、別海町野付半島地区簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この簡易給水施設は昭和56年度に供用が開始されましたが、供用開始の際に標津町と取り交わした覚書に基づく協議により、今般、標津町の行政区域内に存在する部分について、標津町に対して譲渡を行うこととし、条例の一部を改正するものでございます。

議案第31号は、別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。道路法施行令の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第32号は、別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらは、これまで条例で規定していなかった督促及び延滞金の徴収規定を整備し、あわせて語句の整理をするものでございます。

議案第33号から議案第35号につきましては、消費税率の改定に伴い、それぞれの条例に規定する水道、下水道及び集落排水施設使用料等の改正を行うものでございます。

議案第36号は、地方公営企業会計制度等の改正に伴い、水道事業会計及び病院事業会計において利益及び資本剰余金の処分方法等についての改正が必要となるため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第37号、別海町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員の委嘱基準について所要の改正を行うものでございます。

議案第38号ですが、こちらも消費税率の改正に伴い、町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号は、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

構成団体の変更により、当該組合から組合理約の一部変更について協議があったものでございます。

議案第40号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

このたびの変更は、本別海へき地保育園改築事業の追加などにより、本別海辺地を含め、四つの辺地の総合整備計画を変更するものでございます。

議案第41号は、町道の路線認定及び廃止についてで、変更が3路線、新規認定が18路線、また、3路線について廃止をするものでございます。

議案第42号は、別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

こちらは、平成11年度に農家の情報収集や営農指導を目的として、各農家に端末機器を設置いたしました。が、処分制限期間が過ぎ、既にこれら機器を各農業協同組合に譲渡処分済みであることから、本条例を廃止するものでございます。

次に、承認第1号は、専決処分した事件の承認についてでございます。

2月15日現在、3,600万円ほどの除雪費残高となっておりますが、翌日からの4日間にわたる暴風雪に対応した除雪経費、及びその翌週にも風雪予報が出ていたことなどから、市街地の排雪経費、例年実績などを勘案の上、不足が見込まれる経費について専

決処分を行ったものでございます。

同意第1号及び同意第2号は、別海町監査委員の選任についてでございます。

現在、監査委員に選任させていただいております鈴木英世さん、下川原洋さんから、今月の任期満了をもって御勇退の申し出がありましたので、これをお受けいたしまして、新たな監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

また、同意第3号は、根室町村等公平委員会委員の選任についてでございます。

こちらは、現委員の葛西祐さんの任期満了に伴い、新たな公平委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。

最後ですが、報告第2号でございます。

こちらは、上下水道施設移転工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、報告を行うものでございます。

以上が、提出をいたしました46の案件についての概要でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、行政執行方針及び本定例会提出議案の概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 平成26年度教育行政執行方針

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 教育長から平成26年度教育行政執行方針について説明があります。

教育長。

○教育長（真籠 毅君） 平成26年第1回町議会定例会の開会に当たり、別海町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

昨年は、2020年のオリンピック開催地が東京に決まり、国じゅうが沸きました。

また、ソチで開催された冬季オリンピックでは、日本代表として出場した中学生、高校生といった若いアスリートが活躍し、メダル獲得や入賞の快挙に注目が集まりました。

我が町においても、全国中学校スケート大会で中学校新記録を更新して優勝するといった快挙があり、科学の甲子園ジュニア大会でも全道優勝し、全国大会へ進出するというすばらしい成績を収めました。これらのことは、本人たちのたゆまぬ努力はもちろん、町を挙げて、生涯スポーツの振興や創意工夫された学習指導の積み重ねにより、育まれてきたものと確信しております。

私たちの体には、広大な別海原野を苦勞を重ねて開拓し、町を発展させてきた先人たちの血が脈々と流れています。そして、私たちにはそれを次世代に引き継いでいく使命があります。ふるさと別海町を愛し、豊かな人間性や生き抜く力をはぐくむ人づくりの教育は、別海町発展の礎となるものです。

次に、教育行政執行の基本的な考え方について申し述べます。

我が国の教育改革は、教育基本法の改正をもとに、国家の大事業として推進されております。別海町教育委員会といたしましても、教育基本法にある人格の完成を教育行政の究

極の目的としてまいります。

そのため社会教育では、町民一人一人がみずからの人生を豊かにするために学ぶとともに、人と人とのつながりの中でその学びを生かし、共生する地域づくりや町づくりにつながる創意ある社会教育活動を推進してまいります。

学校教育では、次代の本町を担う人材の育成に向け、自立して社会で生活でき、生きる力をはぐくむ、信頼される学校づくりを進めながら、地域や学校の特性を生かし、特色ある教育活動の展開に努めてまいります。

本町のまちづくりは、社会教育・学校教育の両輪を連動させ、まずは人づくりから始めることが基本であるととらえております。こうした基本的な考えのもと、取り組んでまいります。

次に、主な施策について申し上げます。第1は、生涯学習の振興についてです。

生涯学習の目的は人づくりであり、町民の一人一人が生涯にわたって自己実現を図ることができるよう、みずから学び、学習成果を活用、評価できる時と場をつくっていくことが重要です。

そのために、本町の生涯学習推進の根幹となる、育てよう別海町の学びの木の、乳幼児期から高齢期までの発達課題達成を目標にし、生活を通して身につけた技術や知恵を次世代に還元する、循環型の学習活動に取り組んでいける環境づくりに努めてまいります。

仮称生涯学習センターの建設につきましては、仮称生涯学習センター建設基本構想策定委員会において、議論が進められており、今後さまざまな視点から検討を行い、本町の生涯学習の拠点であり、人づくり・まちづくりの中核となる施設の建設を目指してまいります。

平成24年秋から始めましたブックスタートは、保護者に大変好評を博しております。言葉と心をはぐくむためには、周りの人から優しく語りかけてもらうことが大切だと言われ、こうした語りかけを通して、自分が愛されていることを感じ、言葉を介して心を通わせることを学びます。ブックスタートは、このようなかけがえのないひとときを絵本を介して持つことを目的としており、積極的に取り組んでまいります。

また、幼稚園や学校で、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ活動が年々広がりを見せており、全地域で行われるよう支援します。こうした読書に対する活動は、人を思いやる優しい心づくりや生きるための知恵を持った優秀な人材を育成することにつながり、生涯学習の目的である人づくりを目指した大切な取り組みとなっております。

生涯学習推進のための実践研究機関である別海町生涯教育研究所との連携を深め、学びの木の発達課題を確認しながら、生涯学習の振興を促進してまいります。

特に、子供たちの健全な成長には、生活リズムの確立や基本的な生活習慣の育成が重要であり、平成19年度より生活習慣改善スローガン、「早寝、早起き、朝ごはん、テレビを止めて外遊び」を掲げて推進しておりますが、テレビや携帯、インターネットなど電子メディアに多くの時間が奪われているのが現状であり、昨年8月には、全国の中高生のうち51万人がネット依存に陥っているとの報道もあり、本町の中高生にも一層気を配っていく必要があります。

第2は、学校教育の充実についてです。

全国学力・学習状況調査の結果、北海道は全国的に見て低位にあり、北海道教育委員会では、平成26年度までに全国平均以上にする目標を掲げております。

本町の学力は、ほぼ全道平均に並ぶところまでできており、教科によっては全国平均を大

きく上回る学校も出てきております。このことは各学校において、それぞれ学力向上に向けて創意と工夫を凝らした取り組みの結果が徐々にあらわれてきたものと確信しております。

昨年までは少人数指導、習熟度別指導、ティームティーチング、巡回指導教員の派遣など、指導方法の工夫に取り組んできました。平成26年度では、さらに教員の資質、指導力の向上を図るため教育先進地に教員を派遣し、調査、分析、研究を行い、別海の地域にあった基礎学力の向上を目指すため生き抜く力、これは質の高い学力、豊かな心、たくましい生活力を言いますが、行き抜く力アッププロジェクトを実施します。

生き抜く力をはぐくみ、確かな学力を身につけさせることができる別海型の学校教育の構築を目指してまいります。

また、平成25年度から別海中央小学校が、学校力向上に関する総合実践事業の管内唯一の指定校となり、中春別小学校と上西春別小学校が近隣協力校として指定され、共同して包括的な学校改善のための実践を展開しております。

この事業は、学校経営、授業改善、人材育成を三つの柱に、今後の新たな学校の姿を研究する事業として注目を集めており、すべての教職員が新しい事業に真摯に取り組んでいます。これまでも増して、学校間連携や教師間交流が進んで徐々に効果があらわれており、今後は町内全体に、その成果が広がるよう努めてまいります。

生徒指導面では、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が公布され、国を挙げていじめの防止対策が図られておりますが、本町においても道德教育の充実など、未然防止に努めるとともに、法に定められた施策を実行していきます。

また、不登校については、発生件数は微増ながらも低年齢化などが懸念されており、今後も心の教育を推進し、教育相談の充実、臨床心理士の活用等、積極的な生徒指導の充実を図ってまいります。

学校給食センターは、安心、安全な給食の提供はもとより、食育の拠点であるとの認識を持ち、食育基本法の理念を尊重し、お弁当の日など家庭とも連携を深めながら、食育を推進します。また、可能な限りの地産地消を推進し、別海町の本物の味、とれたての味を子供たちに体験させるべく努力をしてまいります。

特別支援教育では、障がいのある幼児、児童、生徒一人一人の指導計画に基づき、幼稚園・小学校・中学校の連携を図り、障がいを持つ子供一人一人の発達のニーズにこたえる教育を推進し、将来には社会参加や自立できるような施策を進めてまいります。

幼児教育については、望ましい生活習慣や学びの心の育成のため、幼稚園と家庭、地域との連携をより一層深め、子育て支援の充実に努めます。

今後は福祉部、保育所とも連携を深めながら、保、幼、小・中学校に高校も含め、発達のステージをつなぐ連携のとれた教育の実現を目指してまいります。

学校施設の整備については耐震化を優先して行っており、改築が必要だった中春別中学校、上西春別中学校について改築に取り組んでいます。さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、普段の学校生活の中での安全確保を最重点とし、学校教育活動と災害時における避難所としての機能を果たすため、非構造部材の耐震化を実施してまいります。

このほか、平成26年度には、上春別小学校や上春別中学校の大規模改修、中学校トイレの洋式化、教員住宅改修などに取り組みます。

第3は、社会教育の推進です。

社会教育は、人々の自由かつ主体的で多様な学びあいを中心とした自己形成の営みであ

ることから、町民の学習活動を保障するための条件整備や環境醸成を図り、求めに応じた必要な支援をしてまいります。

町民の社会教育活動の拠点施設である公民館は、人と人とのつながりを大切にしながら、地域住民の多様な学習活動や一番身近な地域づくりの拠点としての役割を認識し、学習機会の提供に努めるとともに、学習活動等の情報をホームページ等を通じ町民に発信してまいります。

町内に8大学を設けている別海町平成寿大学も13年目を迎え、大変好評を博しております。平成25年度は250名が在学し、医療講演会や法律の学習会等を実施しました。

今後も、より高齢者の興味がわく学習プログラムを検討し、充実を図ってまいります。

また、各公民館で開設している、ゼロ歳児から3歳児までの乳幼児と母親を対象とした乳幼児母親家庭教育学級すくすくは、孤独になりがちで子育てに戸惑いと不安を抱えている若い母親たちが交流する場として喜ばれています。子育てについて学び合い、情報交換を行える貴重な場であることから、さらなる参加者の増加に取り組んでまいります。

さらに、地域の名人を講師に招いた各種講座を展開するとともに、地域のアーティストやまちづくりグループ、NPO団体の活動も積極的に支援します。

また、第3次社会教育中期振興計画は10年計画の6年目を迎え、5年間を総括し、時代の流れに即した新たな課題に対応すべく、後期アクションプログラムを策定しました。

このプログラムに基づき、人づくりや協働のまちづくりの実践化を促進してまいります。

第4は、青少年の健全育成についてです。

少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に青少年をめぐる、さまざまな問題が表面化しております。

子どもたちの健全な成長には、生活リズムの確立や基本的な生活習慣の育成が重要であり、生涯教育研究所と連携を図りながら、メディアコントロールの推進を図ってまいります。

また、子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成団体を中核に、家庭、学校、地域が一体となった健全育成体制の整備を促進します。

さらには国際化時代、交流時代に対応した人づくりや地域づくりに向け、友好都市である枚方市中学生との交流事業や海外派遣事業への支援などを進めてまいります。

第5は、芸術・文化の振興についてです。

芸術、文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力となり、21世紀の地域活性化の基盤となるものです。

この考え方に立って、町内各地で活発な活動を展開している別海町文化連盟の各団体、サークルの自主的な活動を一層支援するとともに、多くの町民が文化ボランティアなどに積極的に参加、創造できる環境づくりに努めてまいります。

文化財の保護・保存では、国指定史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画を策定したことから、この計画に基づき保存管理と整備を進めます。

特に、駅通所駅舎は老朽化が激しく早急に修理が必要であり、保存修理工事実施に向けた駅通所保存修理基本計画に取り組みます。

北海道指定天然記念物、西別湿原ヤチカンバ群落地、昨年別海町指定有形文化財に指定した旧柏野尋常小学校奉安殿を初め、別海町歴史文化遺産も含めた町内の貴重な各種文化財の保護、保全に努めながら、教育的活用を推進してまいります。

また、町内に89カ所確認されている埋蔵文化財包蔵地のうち、自然崩壊の恐れのある床丹1チャシ跡について、記録保存のために発掘調査を実施します。

郷土資料館では、町内の歴史、自然にかかわる資料の収集、整備保管、調査研究を進め、ふるさと講座や郷土学習出前講座、出前移動展などの教育普及活動を展開してまいります。

旧美原小学校校舎は、図書館の蔵書庫や個人所蔵の貴重な保存文書庫として、旧豊原小学校校舎は、郷土資料館の分館として開拓の苦勞をしのぶ農器具・民具等を収蔵展示し、資料の保存管理を進めます。

さらに、老朽化した郷土資料館の建てかえに向けた基本構想作成に着手してまいります。

第6は、スポーツの振興についてです。

明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、スポーツの振興は欠かすことができません。このために、町民だれもが身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、長年にわたって地域のスポーツ環境の整備に努めてまいりました。

大きな成果として、少年団活動、中学校・高等学校の部活動においては、ボランティア指導者の心の養成に重点を置く熱心な指導により、毎年全道、全国大会において優秀な成績を上げております。

別海町パイロットマラソン大会には、フルマラソン1,299名、5キロマラソン513名、合計1,812名の選手が別海町の大平原を走りました。フルマラソンの選手は、道外から162名、還暦を過ぎた方が200名参加されております。

町民の温かい御協力により、大きな感動と勇気を与えてくれるこの大会は、別海町の名を広め、マラソンブームもあって全国的なイベントに成長しました。平成26年度は、さらに感動的な大会になるよう企画してまいります。

本町の子どもたちは肥満が問題となっており、体力不足も顕著に現れております。生活習慣等さまざまな要因が考えられますが、改善策の一つとしては体を動かすことが好きな子供を育てることが重要です。夏休み、冬休みにプールやスケートリンクでスポーツ教室を実施し、スポーツ好きな子供の育成を図ります。

今後も、別海町の特性を生かしたスポーツを子どもたちに広めながら、体力の向上を目指し工夫改善しながら、今後も積極的に取り組んでまいります。

平成26年度から、別海町総合スポーツセンターの管理運営は指定管理者が行い、従来取り組んできた多くの事業は指定管理者が実施しますが、常に利用者や地域住民の目線に立ち、耳を傾け、施設機能を最大限に活用し、創意工夫ある積極的な事業展開が図られるよう指導してまいります。

平成26年度社会体育施設整備の主なものとして、中西別スケートリンク部分補修、上風連簡易プールシート張りかえ補修、尾岱沼温水プール屋上防水補修などの工事を実施いたします。

町民皆スポーツを目指す上で施設は重要なポイントであり、今後も可能な限りの補修を進め、施設の維持に努めてまいります。

以上、平成26年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、これらを具現化するためには、協働のまちづくりの精神のもと、全町民が一丸となって行動を起こさなければなりません。町民一人一人がみずからの人生を豊にするために学び、人と人のつながりの中でその学びを生かし、地域づくりやまちづくり推進に寄与されることを願ってやみま

せん。

別海町教育委員会としましては、学校、家庭、地域と密接な連携を図り、本町教育の振興発展に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本定例会に提案されております日程第7　承認第1号から日程第19　同意第3号までの13件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第7　承認第1号から日程第19　同意第3号までの13件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7　承認第1号

○議長（渡邊政吉君）　次に、日程第7　承認第1号専決処分した事件の承認について、平成25年度一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君）　承認第1号について内容を御説明いたします。

議案85ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

このたびの専決処分につきましては、2月の暴風雪により除雪費に不足が見込まれる事態となったため、2月17日付で予算補正を行いました。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

平成25年度別海町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

平成26年2月17日、別海町長水沼猛。

補正内容につきましては、別冊にて御説明いたします。

承認第1号、別冊、別海町一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

平成25年度別海町一般会計補正予算（第6号）。

平成25年度別海町一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億8,700万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入で、補正額の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項で4,000万円の増。

歳入合計で4,000万円の追加。

次に歳出で、8款土木費、2項で4,000万円の増。

歳出合計で4,000万円を追加し、歳入予算、歳出予算の補正後の予算額を、いずれも154億8,700万円とするものです。

次に、1の歳入歳出予算補正事項別明細書は省略させていただき、2の歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で御説明します。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金4,000万円の増は、今回の補正に伴う財源として、財政調整基金から繰り入れを行うものです。

続いて歳出で、7ページをお開きください。

3、歳出です。

8款土木費、2項2目道路維持費4,000万円の増は、2月の暴風雪により今後の除雪費に不足が見込まれたため、除雪業務委託料を追加したものです。

以上が、専決処分した補正第6号の内容です。

承認第1号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 承認第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第18号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 議案第18号別海町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議案第18号別海町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、内容の御説明をいたします。

議案書の17ページをお開き願います。

まず、本議案の提案に至る経緯を御説明いたします。

地域の元気臨時交付金は、平成24年度の国の緊急経済対策の一つとして創設されましたが、本町に対しましては2億7,585万6,000円が交付されました。これは、既に

収入済みであります。

この交付金は、建設地方債の対象となる事業に充当することなどが条件とされたため、平成25年度において、この条件を満たす町単独事業を充当いたしました。一部充当し切れなかった未充当の交付金がございます。

本交付金制度では、地方の財政事情や事業量などの状況により、平成25年度事業で全額充当が困難な場合は、交付金の円滑な利用を図るため基金を造成して積み立てし、平成26年度事業に限り充当することが可能となっております。

そこで今般、本基金条例を制定し、平成25年度補正予算により6,200万円の積み立てを予定するものでございます。

なお、本基金は平成26年度において、臨時町道整備事業の財源の一部として充当するため取り崩しを予定しており、一般会計に繰り入れを行った後、本基金条例については廃止を予定しております。

それでは条例案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

別海町地域の元気臨時交付金基金条例。

第1条、設置。

国から交付される地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）の対象となる事業の円滑な実施に資するため、別海町地域の元気臨時交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条、積立て。

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

第3条、管理。

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

18ページです。

第4条、運用益金の処理。

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条、繰替運用。

町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条、処分。

基金は第1条に規定する目的達成のため、必要に応じ、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

第7条、委任。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則といたしまして、1項で施行期日。

この条例は、公布の日から施行する。

2項、この条例の失効。

この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失うというものでございます。

なお、附則第2項によりまして、本条例は、この後、本条例を廃止する条例の制定をす

ることなく、平成27年3月31日限りをもって、自動的に廃止となるものでございます。

以上で、議案第18号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第18号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 1年しかないことなのですけれども、この6,200万円はどういった事業に使われるのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

先ほども冒頭説明をいたしましたように、この基金は、建設地方債の対象となる事業にしか充当できないということとなっておりますので、平成26年臨時町道整備事業に充当するというを予定してございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第10号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第9 議案第10号平成25年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第10号の内容を説明いたします。

別冊の平成25年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度別海町一般会計補正予算（第7号）。

平成25年度別海町一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億9,900万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入で、補正額の欄で申し上げます。

1 款町税、1 項から3 項で4,973万6,000円の増。

7 款自動車取得税交付金、1 項で2,300万円の増。

1 2 款分担金及び負担金、1 項と2 項で1,209万5,000円の減。

1 3 款使用料及び手数料、1 項から3 項で1,444万6,000円の減。

1 4 款国庫支出金、1 項から3 項で6億3,247万2,000円の増。

1 5 款道支出金、1 項から3 項で2,541万4,000円の減。

1 6 款財産収入、1 項と2 項で776万6,000円の増。

次に、3ページ。

1 7 款寄附金、1 項で1,073万円の増。

1 8 款繰入金、1 項で3,717万1,000円の減。

2 0 款諸収入、2 項、4 項、5 項で1,727万8,000円の減。

2 1 款町債、1 項で3億9,470万円の増。

歳入合計で10億1,200万円を追加し、補正後の予算額を164億9,900万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

1 款議会費、1 項で29万円の減。

2 款総務費、1 項から3 項、5 項6 項で1億9,439万5,000円の増。

3 款民生費、1 項と2 項で5,377万3,000円の増。

4 款衛生費、1 項と2 項で3,438万8,000円の減。

5 款労働費、1 項で21万8,000円の減。

6 款農林水産業費、1 項から4 項で9,576万9,000円の増。

7 款商工費、1 項で1,350万3,000円の減。

次に、5ページ。

8 款土木費、1 項から4 項で4,844万1,000円の増。

9 款消防費、1 項で466万7,000円の減。

1 0 款教育費、1 項から6 項で7億165万2,000円の増。

1 1 款災害復旧費、1 項と3 項で4 5 2 万2, 0 0 0 円の減。

1 2 款公債費、1 項で2, 4 4 4 万2, 0 0 0 円の減。

歳出合計で1 0 億1, 2 0 0 万円を追加し、補正後の歳出予算の総額を1 6 4 億9, 9 0 0 万円とするものです。

次に、6 ページをお開きください。

第2 表、繰越明許費。

まず、3 款民生費1 項児童福祉費で、子ども・子育て支援事業計画策定事業は、子ども・子育て支援新制度給付システム費用が国の補正予算で措置されたことに伴い、3 5 0 万円を繰り越しするものです。

次に、6 款農林水産業費1 項農業費で5 件、そのうち4 件が農道整備事業で、いずれも道が主体となり整備を進めているもので、道が繰越予算となることから、道営一般農道整備事業、北大成地区2, 1 0 1 万5, 0 0 0 円。

同じく、上春別第2 地区2, 9 9 7 万円。

同じく、桜ヶ丘地区4 8 1 万1, 0 0 0 円。

道営基幹農道整備事業南1 号地区4 1 0 万4, 0 0 0 円の4 地区。

残る1 件は、基盤整備促進事業富岡南地区で、国の補正前倒し事業の対象となることから5, 1 1 6 万2, 0 0 0 円。

次に、8 款土木費1 項住宅費、公営住宅等整備事業は、こちらも国の補正前倒し事業の対象となり、上春別団地1 棟4 戸の建築費など9, 5 0 4 万5, 0 0 0 円。

続いて、1 0 款教育費1 項小学校費、小学校校舎等改修事業、上春別小学校も、国の補正前倒し事業の対象となり9, 0 7 4 万9, 0 0 0 円。

3 項中学校費は2 件で、中学校校舎等改修事業、上春別中学校9, 6 1 1 万3, 0 0 0 円と、中学校建物耐震改修事業、中春別中学校は、改築2 期工事分5 億4, 0 7 8 万円につきましても、いずれも国の補正前倒し事業の対象となることから、繰り越しをするものです。

次に、7 ページ。

第3 表、債務負担行為補正で追加と変更になります。

まず、追加は5 件で、1 件目、社会福祉法人べつかい柏の実が建設する特別養護老人ホーム・デイサービスセンター建設資金の借入れに伴う、大地みらい信用金庫別海支店に対する損失補償。

期間は平成2 6 年度から平成4 6 年度まで、限度額は1 0 億7, 9 7 9 万4, 0 0 0 円。

2 件目、こちらも1 件目と同様の内容で、独立行政法人福祉医療機構に対する損失補償。

期間は平成2 6 年度から平成4 6 年度まで、限度額は1 4 億5, 0 9 3 万6, 0 0 0 円。

3 件目、草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型再編整備事業あさひ別海東地区により整備される草地造成及び草地整備、農業用施設、農業用機械、農道整備などを公益財団法人北海道農業公社から委託、または譲渡を受けることに伴う債務負担。

期間は平成2 6 年度から平成2 9 年度まで、限度額は3 億4, 3 9 3 万9, 0 0 0 円。

4 件目、3 件目と同様に、上風連地区について、公益財団法人北海道農業公社から委託または譲渡を受けることに伴う債務負担。

期間は平成2 6 年度から平成2 9 年度まで、限度額は4 億3, 5 5 7 万9, 0 0 0 円。

5 件目、中小企業振興資金利子補給補助金は、2 5 年度融資分について、別海町中小企

業融資条例に基づき利子補給をするもので、期間は平成26年度から平成40年度まで、限度額は2,124万5,000円となります。

変更は3件で、いずれも公の施設の指定管理に対する委託料が、消費税引き上げなどにより限度額が不足するもので、1件目、別海町ケアハウスみどり野、限度額を1億9,972万3,000円に。

2件目、別海町ニシン種苗生産センターは、限度額を491万2,000円に。

3件目、別海町ウニ種苗育成センターは、限度額を411万3,000円に増額変更をするものです。

続いて、8ページをお開きください。

第4表、地方債補正。こちらも追加と変更です。

まず、追加は3件で、1件目、小学校校舎等改修事業5,970万円。

2件目、中学校校舎等改修事業6,170万円。

3件目、中学校建物耐震改修事業2億6,150万円は、いずれも繰越事業の財源となるもので、事業の概要は繰越明許費のほうで説明させていただいております。

起債の方法は普通貸借または証券発行、利率3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間を及び償還期限を短縮し、または、繰上償還もしくは低利に借りかえることができるというものです。

変更は、上春別へき地保育園改築事業、以下23事業で、限度額を23事業合わせて1,180万円を増額するものです。

増減の内容としましては、今年度事業完了による事業費の確定、入札執行残によるもの、国の補正による繰越事業の追加などによるものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更がありません。

合計で11億2,746万6,000円に、3億9,470万円を追加し、補正後の限度額を15億2,216万6,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別事項別明細書ですが、1の総括表は省略し、2の歳入から御説明いたします。

13ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄で御説明しますが、ほとんどが補助金の確定や収入実績による精査となりますので、主な増減の項目のみ御説明させていただき、そのほかは金額のみ申し上げます。

1款町税、1項1目個人分4,780万円の増。

2目法人分200万円の増。

こちらは、いずれも決算見込みによる増です。

2項1目固定資産税205万5,000円の減は、償却資産の減少による現年度分の減。

3項1目軽自動車税199万1,000円の増は、決算見込みによる増となります。

14ページをお開きください。

7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金2,300万円の増は、こちらも決算見込みによる増です。

次に、15ページ。

1 2 款分担金及び負担金、1 項 1 目農林水産業費分担金 4 2 万 1, 0 0 0 円の減。
2 項 1 目総務費負担金 5 5 0 万円の増は、派遣職員に伴う給与費負担金の増。
2 目民生費負担金 2 3 7 万 7, 0 0 0 円の減。
3 目農林水産業費負担金 1, 3 0 0 万円の減は、道営草地整備事業負担金の減です。
5 目教育費負担金 1 7 9 万 7, 0 0 0 円の減。

続いて、1 6 ページ。

1 3 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料 9 2 万 1, 0 0 0 円の減。
2 目衛生使用料 3 万円の増。
3 目農林水産使用料 7, 0 0 0 円の減。
4 目商工使用料 3, 0 0 0 円の増。
5 目土木使用料 2 8 万 3, 0 0 0 円の減。
6 目教育使用料 5 4 万 6, 0 0 0 円の減。
1 7 ページに続きまして、2 項 2 目民生手数料 2 0 1 万 8, 0 0 0 円の増。
3 目衛生手数料 4 5 1 万 6, 0 0 0 円の増。
4 目農林水産手数料 1, 1 8 9 万 8, 0 0 0 円の減は、水産資源副産物処理手数料の減。
5 目土木手数料 6 4 万 2, 0 0 0 円の増。
3 項 1 目証紙収入 8 0 0 万円の減は、ごみ処理証紙収入の減です。

次に、1 8 ページ。

1 4 款国庫支出金、1 項 1 目総務費国庫負担金 1 億 9, 8 2 8 万 9, 0 0 0 円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の確定による増。

2 目民生費国庫負担金 1 7 3 万 9, 0 0 0 円の減。

3 目衛生費国庫負担金 1 6 万 5, 0 0 0 円の増。

4 目教育費国庫負担金 5, 1 7 7 万 9, 0 0 0 円の増は、本目新設で、繰越財源として中学校建物耐震改修に伴う学校施設整備費負担金の増。

2 項 1 目総務費国庫補助金 5, 0 8 5 万 6, 0 0 0 円の増は、地域の元気臨時交付金の確定による増。

3 目衛生費国庫補助金 2 3 7 万 4, 0 0 0 円の減。

次に、1 9 ページ。

4 目農林水産業費国庫補助金 2, 5 2 4 万 3, 0 0 0 円の増は、繰越事業財源として、農山漁村活性化交付金基盤整備促進事業補助金の増です。

5 目土木費国庫補助金 3, 8 6 9 万 7, 0 0 0 円の増は、こちらも繰越事業となる公営住宅建設に伴う社会資本整備総合交付金の増。

7 目教育費国庫補助金 2 億 7, 1 5 9 万 8, 0 0 0 円の増は、こちらも繰越財源として、小学校学校施設環境改善交付金と、中学校学校改善交付金が増となるものです。

次に、2 0 ページ。

3 項 1 目総務費国庫委託金 4 万 2, 0 0 0 円の減。

次に、2 1 ページ。

1 5 款道支出金、1 項 1 目民生費負担金 1 6 2 万 5, 0 0 0 円の増。

2 目衛生費負担金 8 万 2, 0 0 0 円の増。

2 項 1 目総務費補助金 4 2 万 7, 0 0 0 円の減。

2 目民生費補助金 6 0 2 万 2, 0 0 0 円の増は、主にアイヌ住宅改良促進事業補助金採択による増と、繰越財源として子育て支援対策事業補助金の増です。

次に、２２ページ。

３目衛生費補助金８６万８,０００円の減。

４目農林水産業費補助金３,１８９万円の減は、２３ページで、森林整備加速化・林業再生事業補助金が２６年度採択予定となったため減となります。

５目土木費補助金５０万円の減。

６目教育費補助金１０万円の減。

３項１目総務費委託金７万２,０００円の増。

２目衛生費委託金３万３,０００円の増。

３目農林水産業費委託金５３万２,０００円の増。

４目商工費委託金、こちらが本目新設で６,０００円の増は、権限移譲事務の増です。

続いて、２４ページ。

１６款財産収入、１項１目財産貸付収入３４万８,０００円の減。

２目利子及び配当金２５０万７,０００円は、各基金利子確定による増と、森林組合の出資金及び２５ページ上段、根室中標津空港ビル株式配当金の増となります。

２項１目不動産売払収入３６万１,０００円の増。

２目物品売払収入８４万４,０００円の増は、ごみ処理場や建物解体に伴う鉄くず等の売り払いの増となります。

３目生産物売払収入６万５,０００円の減。

続いて、２６ページ。

１７款寄附金、１項１目一般寄附金７９０万円は、一般寄附金１件。

２目総務費寄附金４０万円は、北方領土問題対策費寄附金２件となります。

３目教育費寄附金６０万円は、図書購入費寄附金１件と、生涯学習振興基金寄附金１件となります。

４目ふるさと応援寄附金１８３万円は、１６件の寄附金の増となります。

次に、２７ページ。

１８款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金４,４７０万円の減は、財政調整基金へ繰り戻しを行うものです。

今回の補正により、財政調整基金の予算上の残高は２７億１,９７０万３,０００円となります。

７目ふるさと創生基金繰入金１８９万円の減。

１０目標津線代替輸送確保基金繰入金１１３万円の減。

１１目産業振興基金繰入金１,０７１万９,０００円の増は、水産系副産物処理施設、収支への不足見込みにより繰り入れするものです。

１２目清流保全基金繰入金１７万円の減となります。

続いて、２８ページ。

２０款諸収入、２項１目町預金利子６０万円の増。

４項１目民生費受託事業収入１６万３,０００円の減。

２目農林水産業費受託事業収入１６万９,０００円の減。

３目土木費受託事業収入１,３４０万９,０００円の減は、防衛施設事業工事受託事業収入確定による減となります。

５項５目雑入２６万１,０００円の減。

次に、２９ページを飛ばしていただき、３０ページへお進みください。

2 1 款町債、1 項2 目民生債6 0 万円の減は、事業費確定による減。

2 目農林水産業債1, 5 8 0 万円の増は、事業費確定によるものと、繰越事業財源となる基盤整備促進事業債の増が主なものです。

4 目土木債3 4 0 万円の減。

5 目教育債3 億8, 2 9 0 万円の増は、本目新設で、繰越事業財源として、小学校中学校の校舎等整備事業債の増です。

以上で歳入を終わり、続いて歳出です。

3 1 ページをお開きください。

3、歳出につきましても、ほとんどが事業費の確定や支出見込み精査による執行残による減のため、主な減項目と増額部分についてのみ御説明し、その他は金額のみ申し上げます。

1 款議会費、1 項1 目議会費2 9 万円の減。

続いて、3 2 ページ。

2 款総務費、1 項1 目一般管理費5 6 万4, 0 0 0 円の減。

次に、3 3 ページ下段、2 目職員管理費8 2 4 万5, 0 0 0 円の減は、3 5 ページ上段までとなり、3 4 ページの下段、職員管理経費の減が主なものです。

次に、3 5 ページ。

4 目会計管理費2 8 万2, 0 0 0 円の減。

5 目財産管理費2 億7, 4 7 2 万8, 0 0 0 円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金、及び3 6 ページ上段、地域の元気臨時交付金基金積立金の増や、その下の段の用地取得事業、バイオガス発電施設貸付用地として土地購入費の増、及び3 7 ページの中段、生涯学習振興基金積立金の増が主なもので、3 9 ページ下段までとなります。

3 9 ページへお進みください。

3 9 ページ下段、6 目企画費8 3 7 万7, 0 0 0 円の減は、4 2 ページ上段までとなり、各事業確定による減が主なものです。

4 2 ページへお進みください。

7 目広報費2 0 万円の減。

8 目車両管理費3 1 1 万8, 0 0 0 円の減。

4 3 ページ下段、9 目支所費1 6 万3, 0 0 0 円の減。

続いて、4 4 ページ。

1 0 目交通安全対策費1 2 3 万5, 0 0 0 円の減。

4 5 ページ下段、1 1 目環境対策費1, 0 3 9 万4, 0 0 0 円の減は、住宅用太陽光発電システム導入助成事業の確定による減が主なものです。

次に、4 6 ページ。

1 2 目北方領土問題対策費1 7 万1, 0 0 0 円の減。

4 7 ページ、1 3 目特定防衛施設周辺整備費3, 7 6 9 万2, 0 0 0 円の減は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業完了による精査の減となります。

1 4 目電子計算管理費6 7 万2, 0 0 0 円の減。

続いて、4 8 ページ。

1 6 目諸費2 6 9 万8, 0 0 0 円の減。

次に、4 9 ページ。

2 項1 目税務総務費1 5 7 万円の減。

2 目賦課徴収費 3 5 万 2, 0 0 0 円の減。

続いて、5 0 ページ。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 3 5 6 万 5, 0 0 0 円の減。

5 項 2 目指定統計費 3 7 万 9, 0 0 0 円の減。

5 1 ページ、6 項 1 目監査委員費 6 5 万 6, 0 0 0 円の減。

続いて、5 2 ページ。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 1 億 3 3 万 1, 0 0 0 円の増は、5 3 ページ中段の国民健康保険特別会計繰出金の増によるものです。

2 目老人福祉費 1, 7 2 4 万 7, 0 0 0 円の減は、5 6 ページ下段までで、主な減は 5 6 ページへ進んでいただき、上段の老人福祉施設保護措置費の減や、介護保険特別会計への繰出金減が主なものとなります。

4 目障害福祉費 7 4 7 万 4, 0 0 0 円の減は、5 7 ページ下段、重度心身障害者医療扶助費実績の減が主なものです。

次に、5 8 ページ。

5 目居宅介護支援事業費 1 1 万円の減。

6 目地域包括支援センター費 5 1 万 6, 0 0 0 円の減。

5 9 ページ、7 目後期高齢者医療費 1, 2 4 6 万 6, 0 0 0 円の減は、後期高齢者医療特別会計繰出金の減と、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の減が主なものです。

ゼロ目老人医療費 1 1 万円の減は廃目で、老人保健精算経費の減となります。

2 項 1 目児童福祉総務費 6 万円の減は、支出精査合計で減となりますが、6 0 ページ中段、北海道自治体情報システム協議会負担金は、子育て支援制度の給付システム導入経費で増額し、繰り越しを予定しております。

次に、6 1 ページ。

2 目児童措置費 8 9 万 2, 0 0 0 円の減。

3 目児童福祉施設費 3 1 3 万 2, 0 0 0 円の減。

続いて、6 2 ページ。

4 目保育園費 1 3 3 万 1, 0 0 0 円の減。

6 3 ページ、5 目へき地保育園費 1 1 7 万円の減。

続いて、6 4 ページ。

6 目児童館費 5 4 万 4, 0 0 0 円の減。

7 目母子父子福祉費 1 5 0 万 6, 0 0 0 円の減。

次に、6 5 ページ。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 3 4 万 9, 0 0 0 円の減。

2 目予防費 3 8 8 万 4, 0 0 0 円の減。

続いて、6 6 ページ。

3 目環境衛生費、6 8 ページ中段までとなり、1 4 0 万円の減。

続いて、6 8 ページ。

4 目健康管理費、7 0 ページ上段までで、3 7 7 万 5, 0 0 0 円の減。

7 0 ページ、5 目エキノコックス症対策費 3 1 万 1, 0 0 0 円の減。

6 目乳幼児医療費 5, 0 0 0 円の減。

7 目保健センター費 1 8 万 5, 0 0 0 円の減。

次に、7 1 ページ。

8目母子センター費239万2,000円の減。

続いて、72ページ。

10目生活排水施設費1,036万6,000円の減は、合併処理浄化槽設置整備事業の確定による減。

11目養育医療費54万円の増。

2項1目清掃総務費89万円の減。

次に、73ページ。

2目じん芥処理費472万2,000円の減。

3目じん芥処理場費188万9,000円の減。

続いて、74ページ。

5目し尿処理場費476万円の減。

76ページへお進みください。

5款労働費、1項1目労働諸費21万8,000円の減。

次に、77ページ。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費31万1,000円の減。

2目農業総務費1,644万円の減は、78ページ下段までとなり、主に家畜ふん尿貯留施設整備事業補助申請者確定による減となります。

続いて、78ページ下段、3目農業振興費1億2,510万5,000円の増は、79ページ中段、国や町単独で行う新規就農総合支援事業補助金と新規就農者対策事業補助金の増、及び一番下の段、別海バイオガス発電株式会社に対する出資金の増となります。

続いて、80ページをお開きください。

4目畜産業費773万7,000円の減は、農業者利子補給事業確定による減や、81ページ中段、矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成事業確定による減が主なものです。

続いて、82ページ。

5目育成牧場費77万5,000円の減。

6目農地費4,377万4,000円の増は、83ページにわたり、基盤整備促進事業費の一部を増額し、繰り越しを予定するものです。

83ページ下段、7目農地交換整備事業費146万6,000円の減。

続いて、84ページ。

8目農道整備事業費851万3,000円の減は、道営農道整備事業の精査による減ですが、補正後の予算のうち、4地区が繰り越しを予定しております。

9目農地調整推進事業費9万9,000円の減。

85ページ、10目農業者年金業務費17万1,000円の減。

2項1目広域農業推進費1,347万5,000円の減は、主に道営草地整備事業負担金確定による減です。

続いて86ページ、3項1目林業総務費16万7,000円の減。

2目林業振興費68万8,000円の減。

87ページ、3目公有林整備事業費2,085万円の減は、道補助事業で林業専用道の測量設計を予定していましたが、平成26年度の補助採択となったため減するものです。

4目森林環境保全整備事業費44万5,000円の減。

4項1目水産業総務費1万8,000円の減。

続いて88ページ、2目水産業振興費206万5,000円の減。こちらは各事業精査

により合計では減となりますが、８９ページ上段、水産物産地市場衛生管理高度化施設整備事業は、尾岱沼漁港整備に係る地元負担金で増となります。

９０ページをお開きください。

３目漁港管理費１１万円の増。

次に９１ページ、７款商工費、１項１目商工業振興費９８４万６,０００円の減は、主に中小企業利子補給事業費確定見込みによる減。

続いて、９２ページ下段、２目観光費３６５万７,０００円の減は、９４ページまでとなります。

９５ページへお進みください。

９５ページ、８款土木費、１項１目土木総務費８８万９,０００円の減。

続いて９６ページ、２項３目道路新設改良費１,２６７万４,０００円の減は、９７ページ上段、社会資本整備道路交付金事業費の確定による減が主なものです。

続いて９８ページ、５目防衛施設周辺障害防止受託事業費１,３０９万８,０００円の減は、事業費確定による減。

次に９９ページ、３項１目下水道費１,５１２万３,０００円の減は、下水道事業特別会計繰出金の減。

４項１目住宅管理費１４５万６,０００円の減。

続いて１００ページ、２目公営住宅建設事業費９,１６８万１,０００円の増は、公営住宅等整備事業上春別団地について増額し、繰り越しを予定するものです。

次に、１０２ページをお開きください。

９款消防費、１項１目消防費２６１万８,０００円の減。

２目災害対策費２０４万９,０００円の減。

次に１０３ページ、１０款教育費、１項１目教育委員会費４５万円の減。

２目事務局費２７万円の減。

３目教育指導費１１８万４,０００円の減。

続いて１０４ページ、２項１目学校管理費２６９万８,０００円の減。

次に１０５ページ、２目教育振興費３１万７,０００円の減。

３目通学対策費２２７万３,０００円の減。

４目学校建設費９,０７４万９,０００円の増は、上春別小学校校舎改築事業を増額し、繰り越しを予定するものです。

続いて１０６ページ、３項１目学校管理費４４万８,０００円の減。

２目教育振興費３７万６,０００円の減。

３目通学対策費１４万９,０００円の減。

１０７ページ、４目学校建設費６億３,６８９万３,０００円の増は、中春別中学校建物耐震改修事業と上春別中学校校舎改修維持事業を増額し、繰り越しを予定するものです。

続いて１０８ページ、４項１目幼稚園管理費１０万３,０００円の減。

２目教育振興費１６２万９,０００円の減。

５項１目社会教育総務費２３５万８,０００円の減は、１０９ページ下段までとなります。

続いて１１０ページ、４目青少年教育費６９万２,０００円の減。

次に１１１ページ下段、５目中央公民館費１１４万４,０００円の減。

続いて１１２ページ、７目西公民館費６７万５,０００円の減は、１１４ページ上段ま

でとなります。

次に、114ページとなります。

8目図書館費450万9,000円の減。

次に115ページ、9目郷土資料館費35万5,000円の減。

続いて116ページ、6項1目保健体育総務費114万7,000円の減。

2目学校給食費195万8,000円の減。

次に117ページ、3目へき地学校保健管理費123万円の減。

4目総合スポーツセンター費198万4,000円の減。

続いて118ページ、5目パイロットマラソン大会費4万1,000円の減は、いずれも事業費確定や経費精査による減となります。

次に119ページ、11款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費360万円の減。

3項1目農業用施設災害復旧費16万2,000円の減。

2目林業用施設災害復旧費76万円の減は、いずれも災害復旧工事費確定見込みによる減です。

次に129ページ、12款公債費、1項1目元金135万1,000円の増。

2目利子2,579万3,000円の減は、今年度借入額と借入利率確定によるものです。

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第10号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、16番佐藤議員。

○16番（佐藤初雄君） 確認ですが、77ページをお開きいただきたいと思います。

目2の農業総務費の中の、家畜ふん尿貯留施設の整備事業が約1,500万減額ということで、当初どのぐらい予定していて現実的にどういうふうになったのか、もし内訳がわかればお願いしたいなと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 平成25年度に家畜ふん尿の施設整備等につきまして、60戸の計画をしております。

現実には、この3月の補正予算に提案させていただいております内容につきましては、32件、完了が17件、申請受付8件、予定7件となっておりまして、この中には経済的な公共事業が多く発注されたことによりまして、平成26年度への一部事業が先送りされている部分がございます。よって今回の減額となっております。

当初予算は3,000万円でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） ページ数で言えば36ページ、土地の購入費、それから関連して79ページ、バイオガス発電施設出資金の件でお伺いをしたいのですが、このバイオガス発電施設にかかわる問題として、幾つかお伺いをしたいということであります。

この1億2,000万を超える非常に大きな額を、しっかり精査をして妥当であるかどうかということを議会が判断するというのは、しなければいけないことであるというそういうことから質問をいたします。

1点目なのですが、先ほど配られた株主間協定を見させていただいたのですが、本来であれば、これをもっと早く出していただいて、議員がちゃんと判断ができるようにすべきだろうというふうに思うわけですが、非常に短時間で見なければいけないということになってしまいました。短時間で見た中でも幾つかわからないことがあるので、質問いたしますね。

一つは出資金の問題についてであります。ここには結局、町が30%を出資するということが書いてあるわけです。書いてあるのはそういうことです。

それ以外にはJ Aも負担しますという、非常に漠然とした書き方はあるのだけれども、割合については書かれていないということでもあります。

結局、私は前々から、町がこの出資金の1億2,900万の地元三者が分担する中の、どのぐらいを町が負担するのだということを聞いてきましたけれども、結局、書面ではそのことが明らかになっていないと。

口頭では半分だと、この1億2,900万のうちの50%を町が負担するというふうに口頭での説明はありますけれども、それがどの程度確かなものなのか、わかりません。書面等でそのことが確約されているのかどうかということを、まず1点お聞きをしたいと思います。

それから2点目なのですが、この株主間協定の中には、借入金のことが書かれております。7ページですが、これよくわからないのですね。

長期借入金の上限を13億とするということになっているのだけれども、実際の数字として出ているのは借入金、町の説明では12億2,000万円ということになっていると。

この借入金の町の負担というのがどうなるか、ちょっとわからないものだから見てみたのだけれども、こんなふうに書いていますね。

乙は、乙というのは、つまり一番最後に書いておりますが、町なわけですが、乙は、事業会社が金融機関から実際に借り入れた長期借入金の金額のうち、100分の30に相当する額を債務保証することが法律上できないので、金融機関との借り入れ契約において、別途定める場合はその内容に従うとこういうふうになっているわけですね。

この別途定めるといえるのは何なのか、よくわかりません。そこをちょっと説明してください。

それから、協定違反、この株主間協定の協定違反対しても規定があります。それでペナルティーがあるのだよというふうに言っていますね。

どこにあるかと言うと、9ページの債務不履行のときの強制売却権、プット・オプションと言うのですか、甲または乙が本協定のいずれかの規定に違反し、書面により是正を求めたにもかかわらず云々と書いていますね。

違約者は、当該売却を求める者の指定する数の事業会社の株式を、権利行使者から買い取らなければならない。こういうふうに規定されています。これも一種のペナルティーだと思うのですね。

それから12ページにも、29条損害賠償ということで、各共同出資者は、他の共同出資者が本協定のいずれかの規定に違反した場合、これによりこうむった損害の賠償を、当

該違約者に対して請求することができると、こういうふうになっています。これもペナルティーですね。

それで、乙がどういう責任を負わされているかということと言うと、つまり、町がどういう責任を負わされているかということと言うと、町の責任が書かれています。6 ページです。

10 条、共同出資者の役割ということ、乙、原料供給者に対し、設備運転に必要な量の家畜排せつ物を供給せしめること、云々という書いてあるのですね。そういう責任を負わされているわけです。この協定書では。この責任を果たせないときには、今言ったようなペナルティーが課せられるよということでもあります。

そこら辺、非常に大きなペナルティーだなというふうに思うわけですが、説明をしてください。

それから、15 年後の問題があります。10 ページです。

9 ページから 10 ページにかけてなのだけれども、町の問題としては第 20 条が関係しますから、こういうふうに書いていますね。

甲は、商業運転開始日の 15 年後の応答日云々と書いてあって、乙または乙の指定する法人に対して、売却する権力を有するというふうになっています。甲が権利を行使する場合には、乙はみずから、または乙の指定する法人をして、これを買収せなければいけないということになっております。

15 年たった、甲が株式を売ると言ったら、それは買収せなければいけないと、こういうふうになっているということでもありますね。これも非常に一方的な言い方だと、絶対にこれは 15 年後に甲が売ると言ったら、町はそういう責任を負わされるのだなというふうに受け取るわけですが、どうでしょうか。

最後ですが 12 ページ、秘密保持とあります。

いろいろ書いてあるけれども、秘密は保持しなければいけないということになっています。これも協定の非常に重要な条項ですね。

これに違反したら大変なことになるということではありますが、このことから議会や町民に対する情報が開示されなくなる可能性が出てくるのではないかと、こういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

非常に多くの問題がここから浮かび上がってくると私は思っていますが、回答をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） それでは、お答えいたします。

まず 1 点目、今回地元出資ということで 1 億 2,900 万を予算計上しております。

その内訳といいますか、地元の割合といいますか、それにつきましては 1 億 2,900 万のうち、2 分の 1 については町と、あと残った 2 分の 1 については 2 農協間で、本年 6 月末までに開催されます通常総会において、それまでに協議の上決定し、総会に議案を上程するということになっております。

あと、ほかの御質問については、農政課長のほうからお答えいたします。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 私のほうから、まず第 13 条についてのお答えをさせていただきます。

資金調達につきましては、出資金及び融資によりますものにおいて、建設資金とすると

いうふうに聞いております。

融資につきましては、100分の70と100分の30というふうに書かれておりますけれども、その融資側との約束の中で、親会社の補償することによって、万一その融資金が債務不履行になった場合については、親会社が負いますよということで、乙側が持つ100分の30については、別の融資側の条件に基づいて、それを担保するというで、この13条においては100分の30について、保証債務は必要ございませんという中身でございます。

それと前後するかもしれませんが、18条債務不履行時の強制売却権というふうに書かれておりますけれども、この1項について、甲乙双方がお互い違約者になるという立場が書かれておりますけれども、ここについては甲側が保証債務を負っておりますけれども、乙側については保証債務を負っておりません。

そのようなことから、違約者に乙側になる場合があるかもしれませんが、それについては例えば家畜ふん尿の量が集まらなくて、発電売買価格が達成しないですとか、逆に甲側の施設不備によっての場合もあるかと思えます。

それと前後しますけれども、20条、15年目についての甲と乙側の立ち位置が書かれておりますけれども、ここで、甲側が15年後の応答日に保有している事業会社の株式を、甲側がその権利行使をすることによって、乙みずからまたはその指定するところが株式を取得するというふうに書かれておりますけれども、第3項の中に甲側が今言いました1項の権利を行使するに当たって、本事業の目的を引き続き履行するため、第10条第1項の共同出資者の役割を認識し、機器の更新計画による準備金、最大1年と書かれておりますけれども積み立て、甲乙協議の上で事業の円滑な遂行を妨げないと合理的に判断される場合に限り、甲は株式の全部または一部を乙の書面による承諾を前提に、譲渡するという中身でございます。

それと、二つそれがございますけれども、先ほどの町側の融資条件、融資側から乙側が求められる内容につきましては、原料の供給契約、調達契約等によりまして、100分の30についての債務保証を免除されると、これをもってかえるということでございます。

それと、秘密保持契約ですか。第30条につきましては、いわゆる農家個々の内容等も知る場合もあるということもあります。

一般的な機密保持ということと、企業側の機械等によります性能保証等のこともございますので、そういったことも秘密保持には当たるのかなと思えます。

それと損害賠償、29条につきましては、お互い協定に書かれている内容以外に起こる場合も想定しての、一般的な協定を結ぶ場合の書き方というふうに認識しております。

もし漏れ等ございましたら、再答弁させていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） よくわからなかったので、もう1回繰り返しになるかもしれませんが、要点を絞って質問します。

出資金の問題ですけれども、私は書面等で、もう確約されているのかと聞いたのですよ。口頭では2分の1だというふうに説明は受けたのですが、それは確約されていることなのかということをお聞きしたのです。何らかの形であるのなら、それをちゃんと示してください。

それから借入金の問題なのですが、端的に言えばここに書いてある、別途定めるというふうになっているのだけでも、それは何ですかと聞いたのです。

具体的に示してください。それに従わなければならないわけですからね、町は。

それから15年後の問題ですけれども、それは町側としても、それを受けるというふうな説明を今までしてきたわけですから、その考え方に変わらないのだなというふうに思うのですが、とりわけこういう規定があるということで15年後買い取ると、町が買い取るということになっているのではないかと思うのですが、その点を確認します。

それからペナルティーの問題で、一般的に契約書なり何なりは、一般的にこう書いてあるのだからという説明は通用しないですよ。書いてあるからには、これ生きるのですから大きなペナルティーを負うでしょうと私は言っているのです。

一般的であろうがなかろうが、書いてある以上は大きなペナルティーを課せられることになるなど、その点を確認したのです。

それから秘密保持の問題であります。もう一度聞きますよ。

議会や町民への情報が開示されなくなる可能性があるのではないかと聞いたのです。どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 今、何点もの質問が少し絞られて再質問がありましたが、ちょっと答弁調整の必要があるようですので、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、答弁調整が終わりましたので、答弁をお願いします。

産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） それでは、お答えいたします。

まず1点目、確約書はあるのかということでございますけど、先月の14日付で、町と道東あさひ農協、中春別農協、三者で取り交わしました確約書がございます。

その中には町が2分の1、あと残った2分の1については、先ほど申し上げましたように両農協間で協議をするという形になっております。

なお、この確約書の開示につきましては、農協から了解をとっておりませんので、配付とかそういったことはできない状態でございます。

それと2番目、借入金につきまして第13条の2項の最後の行でございますけど、別途定める場合はその内容に従うということで、あくまでこの中では、別途定める場合はということで表示しています。

課長のほうから説明があったと思うのですが、100分の70については三井造船の親会社保証がつきます。そして、残りの100分の30については、町及び農協、農協は後からですけれども、そこが出資することによって、損失補償ですとか、そういったものは要りませんよというお話を受けています。

よって、ここで金融機関との借り入れ契約において、別途定める場合はということは生じてこないかなというふうに思いますが、あくまで出資を決定いただいて、これから株主間協定とかいろいろなことをやっていくのですが、その後、借り入れ申し込みという形になります。

ですから、そのときに信連側としてどういった話が、また新たな話が出てくれば別ですけれども、今のところ、そのようなことは生じてこないというふうに認識しているところでございます。

それと三つ目、町が受けるということで、20条で15年目に受けるというお話でございますけど、これについては前々からお話してきていますように、15年目が終わった時点で、町または町が指定する法人において譲渡を受けるというお話をしています。

そのことに関しましては、15年目で終わって、16年目から20年までは、固定買取制度によりまして高い単価によって電力を買っていただけます。その間、得た利益をもって、21年目以降、永続的に地元において継続していきたいということから、15年目で受けるという形にしております。

それと4番目、ペナルティーの関係は29条でございますけども、この中に書いてありますように、損害賠償について、いずれかの規定に違反した場合にはこういった請求をすることができるということで、通常、一般的に書かれている条項かなというふうに認識しているところでございます。

反対に言いますと、この条項がなければ、こういった賠償の話ですとか、そういったものは项目的に出てきませんので、ここで改めてうたったものでございます。

あと五つ目の秘密保持、30条でございます。

これについても、先ほど課長から申し上げましたように、売買契約ですとか、個人にかかわるものが出てきます。そういったものについては開示できない。

それと特定目的会社、前からお話しているように、今回バイオガспラントとしても、全国的にも珍しい取り組みが入っております。

そういった意味からも、会社として、特許が絡むかどうかわかりませんが、そういった秘密事項が多分にあるということの中で、この秘密保持をここに明記しております。

なお、中村議員からお話がありました議会、または町民への情報開示がされないのではないかという懸念をされておりましたが、その件につきましては第12条のところで、共同出資者に対する報告、モニタリングということで、事業会社が共同出資者に対して以下のとおり報告を行うということで、1号、株主総会議事録から、取締役会議事録、月次業績報告、決算書類、税務申告書、年次予算、その他ということで、これらが共同出資者に対して報告を受けることになっておりますので、これについては開示することはできるかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） 確約書があるということだけれども、開示できないということでありまして、実際上こうやって議案が提出されているのに、そのことは開示できないというのは本当にいかなものかなと。

そういうことがちゃんと準備が整ってから、議案を提出するというのが筋ではないかと私は思っております。

それから借入金の場合、非常に答えが曖昧ですね。

今のところそういうことになっているけれども、それは實際上、借り入れるほうの、借入先の言い方で変わるといような、おっしゃり方なわけですね。だからこうやって協定に書かれているように、別途定めるといふようになって定められた場合は、それに従わなければいけないというふうになっているということは、何ら変わらないわけでありまして。

非常に大きなリスクといいますか、負担を負う可能性がある。現在、そのことは払拭し

切れないという状態であると、そういうことが言えるのではないかなというふうに思います。

それから、15年後の問題については町としては買い取るよと、その後もF I T、買い取り制度が続くのだから、もうければいいのではないかと、こういうような話ですけども、その保証は何らない。

しかも、施設は老朽化して、更新が必要な時期に買い取らなければいけないということが、本当にいいのかどうかということは十分に吟味してやらなければいけないのに、もう町はそのことを決めてしまっていると。

協定の中にも、それを裏づけるような協定になっているというようなことは、大変大きな問題だなというふうに思っているのですが、これについては町長の御見解をお聞きしたいというふうに思います。

一定程度、情報の開示はできるということでもありますけれども、町の姿勢としてお聞きします。さまざまな報告については開示されると。

それから取締役会に対して情報提供を請求し、モニタリング等を実施する権利を有すると、町はそういう権利を持っているよと書いています。しかし、町民がそれができるといふことがありませんね。

町がそういうふうな権利を持っているということだから、町が例えば町民から請求された場合に、速やかに甲に対して情報提供させるというおつもりがあるのかどうかですね。そこら辺をちょっとお聞きします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 15年目以降の問題ですが、先ほど部長からも御答弁あったように、この買い取り制度、F I T制度は20年間保障されます。

したがって、15年目以降については、町または町が指定するという、そういうところに売却をしますよと、そういうことでもありますけれども、いずれにしても15年目以降については、今までは70%は三井造船が出資ですので、そこから出た70%は、三井造船のほうに利益の配当としては、出資に対する配当としては行きますよね。

3割が我々の農協と町に来る。そういう中で15年間経過します。

そして、15年目以降はそういう形で株式をすべて売却する。その後については、その中で上がった利益については、すべて我々町と農協の側に来るということになります。

それは理解していただけたと思いますが、いずれにしても、そういうことで年次計画についてもちゃんとそうになっておりますし、その中で当然、利益というものは100%来るわけですから、その5年間において21年目以降、また老朽化しておりますし、そのことを21年目以降に、しっかりとそれまで運営していくのだよ。そういうところに、そういう資金を使うことも十分考えられるということで、できるということでもなります。

いずれにしても、これを最終的に農家の皆さんが、利用者の皆さんが安心して利用しながら、将来に向かって営農を続けていく。そのことが大切なこともありますので、したがって、そういうことも考えて三井造船はそういう提案をされておりますし、我々は十分理解して、そういう協定になっている。そういうことでもありますので、理解をしていただきたいと思います。

それと情報提供ですけども、当然我々は株主でもありますし、出資者でありますので、当然先ほども言ったさまざまな事項については、我々は知り得たといいますか、先ほ

ど言ったような秘密の問題、技術系統の話ですとか、また、それぞれ個人情報にかかわる問題、それ以外について侵害にならないような、例えば会社の状況、決算含めていろいろなことありますが、当然それぞれ求められれば、ある情報については当然、可能なものについては十分対応していきたい。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ある方いらっしゃいますか。

はい、1 番木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 79 ページのバイオガス発電の件で、引き続き質問させていただきたいと思います。

この数字を判断する中で、先ほどこちらのほうに提出されました株主間協定のこの書類は外せないことですので、あえて、これについて質問させていただきます。

まず、先ほどから問題になっております債務負担の問題ですが、本来金を借りたら、やっぱり債務負担というのは必ず発生するわけですね。

これは、書面でここには書いていないわけですから、口頭で発生するとかしないとかということと言われても、必ずどこかにそれはついて回ってくるはずなのです。それが無いということはありません。

ですから、そういう先行きの非常に甘い見方をしているのではないかなというふうに考えます。

あと、それについて考えられることを、きちんと想定していかなければいけないというのは、金を借りる側の心構えではないのかなと思いますが、それについて、まず1 点。

それから15 年後の売却の問題ですが、ここには15 条の株主の売却について、譲渡についての条項があるのですが、それとは違う部分、これについてコール・オプションというふうに書いてありますが、要するに前もって株式がどのように、例えば時価が変動するのかということを見越した中で、書面を交わして買い取り価格を決めているとか、そういうことが多分あると思うのです。

ただ、私も専門家ではないので、このコール・オプションについて詳しいことはわかりませんから、コール・オプションについて、わかるように説明していただきたいと思います。

それとコール・オプションだけですと、こちらは買わないよと言えば、それで済むのです。ただ20 条があることで、必ず買わなければいけないということになってしまうわけですね。

これが要するに、この協定書のみぞというのか、多分そういうところがあると思うので、そのリスクというのをどのように考えているのかということをお聞かせいただきたいです。

以上、3 点です。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

1 番目、第13 条の資金調達のところ、金融機関との借入れ契約において、別途定める場合はその内容に従うということで非常に不透明だというお話でございすけども、先ほど申し上げましたように、町としては今回出資、議決いただいた場合にはSPC に参加して、SPC と借入れ機関というお話になります。

ですから、先ほどと同じ答えになってしまいますが、今聞いている中では、そういったことは生じないということではございすけども、SPC がこれから交渉するに当たって

何が出てくるかわかりませんので、別途定める場合という条項になっております。

この件につきましては、あす信連のほうも調査に当町にまいりますので、この件を確認していきたいというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 木嶋議員の御質問に対する回答ですけれども、19条のコール・オプション、その書いている内容につきましては、あくまでも乙側が15年目に要望といいますか、声を出すといいますか、そういったものでございまして、町が買わないよということになれば、そういうことになるのですけれども、ただ20条においては相反しまして、その甲側の権利主張というふうになっております。

繰り返しになりますけれども、先ほどの第3項に書いてあります機器類のいわゆる整備等々を行うことによって、またその乙側が承諾する前提に譲渡とすることができるという内容というふうに解釈しております。

もし、質問の回答になっていなければ、再度回答させていただきます。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと、もう一つ、答弁漏れないですか。

それでは、木嶋議員。もう一つの質問をもう一度お願いします。

○1番（木嶋悦寛君） もう一つというか、今2番目、3番目の質問が何かごちゃごちゃにされて中途半端に答えられているわけなのですが、2番目はコール・オプションというそのものですね。その行為というか、その仕組みというか、それについてわかるように説明してくださいというふうにお願いしました。

それから、今コール・オプションの後の20条の、これは買い取らなければいけないような仕組み、この条項について、コール・オプションも含めて、このリスクをどのように考えるのかということですね。それについて、お伺いしました。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 大変失礼いたしました。

まず、乙側が地方公共団体である場合、融資側に対して、例えば補償契約を結ぶですとか、そういったことがまずできません。

そのときに、第19条のコール・オプションの15年目というのは、目的会社が今、融資を受けて設備が整い、事業が遂行されたときに、融資については返済を8年というふうに聞いております。その後、15年目までに減価償却を終えますと。

この時点で三井造船の親会社補償というものが、要は履行される状態になりますので、乙側とすれば15年目に取得することは可能ということで、ここで乙側から甲側に対して、株式全部の売却を求めるという権利をここにうたっております。

20条の株式を取得するリスクということですが、これについて、事業をやっていく上で機器類の整備等につきましては、メンテナンスフロー等々やっていきます。

このようなことから、繰り返しになりますけれども第3項に書かれていますとおり、機器類の更新計画についても準備金を積み立てるなどして、乙側が16年から20年のFITの期間に限れば、順行運転をしていけるというようなことで、この部分についてのリスクということは、実際には運転が順行運転していく上ではFITの40円何がしというものがございしますので、次に向けての整備計画資金になろうかと思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ちょっと、何かよくわからないというか、私は株式の仕組みの中

のコール・オプションのことで、ここに書いてあるのは多分そのことだと思うのです。それがどういう仕組みになっているのかということですね。

ですから、ここで額面は一株10万になっていますけど、この株式を10万円で買える保証はないわけですね。それで当然、操業して利益が上がってくれば、株式の時価というのは上がってくるわけです。

そういうものを買取るその仕組み、要するにコール・オプションというのは実際にどういう流れになっているのか、どういう仕組みなのかということをお知らせするように説明してほしいと言ったのです。

先ほどから利益が上がってくると言いますね。利益は上がってくるけど、当然そしたら株価も上がるわけですね。本当にそれでその先、要するにF I T期間内はいいかもしれないけれども、それを越えた期間でも、それを回収できるような利益が上がってくるのかと、実際に株式を買取ってね。株価がそのときに下がるかもしれないと、そういうリスクをどういうふうにか考えるかということをお伺いしたのです。

だから、これはかなり専門的な話だと思います。私たちもよくわからない部分が多いので今、聞いているのですけども、そういった経営的な部分、あとは株式の取引の部分、それをちゃんと理解して、この話をしているのかどうかということなのですね。

その辺をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

19条の中でコール・オプションということで、この中では町が権利を取得した場合のことで、あと20条では、甲が権利を行使する場合ということで、今回ですと三井造船側、その二つの方向から19条、20条を定めているわけですが、今、木嶋議員言われました譲渡の価格については、これからは15年やっていく中で順調に純利益が発生して、すべてのものが返済されてという形になると、株価は確かに上がることが予想されます。

ただ、そのときに株価が上がって、一括で三井造船が撤退した場合に、今ですと3億100万円という出資金があるわけですが、その分については地元のほうにという形にはなるかなというふうには思いますけれども、譲渡価格については、そのときの時価というかたちになっています。そして、評価するというかたちになっておりますので、そのときのことを予想した中で、取締役会の中での4項の1号の中で、年度利益処分案の承認という条項があります。

通常ですと、内部留保を持たないで100%配当していきますと、そこに内部留保というのが生まれてきません。今後15年目を検討した中で、今言いました15年目、譲渡のときの時価が果たしてどのくらいになるのか。そのときに単純に考えて今と同じ評価ということになりますと、多額の金額になりますので、それなら15年目までに内部留保していったほうがいいのかというものを、この取締役会の中でできることになっておりますので、それらについては今後、共同出資者となった場合に考えていかなければならないということになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

はい、5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 今の質問に関連するのですけれども、S P Cの20年の経営計画

書の中の、15年目時点での純利益の総額が13億という試算があるのですけれども、13億純利益を上げたら株式がどのくらいになるのかという試算をすべきだと思うのです。

15年後にはその株式を買い取らなければならないという条項があるわけですから、その試算はどうなっているのかという質問をずっとしていたと思うのですけれども、そこはというふうに考えているのかというのが1点。

それから、3月3日の全員協議会でも言いましたけれども、70度に上げてほしいという酪農家の声があったのですけれども、それが三井造船のほうには確約されているのか。その点についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

15年間で13億の純利益ということで、今西原議員がおっしゃいましたけども、通常であればこのまま行くと、先ほど申し上げましたように、1年間で1億近い金が純利益として発生するわけなのですが、ただ、このSPCという会社は建物を資産としては一切持っていないので、建物も15年たちますと評価もだいぶ下がってきている中で、資産を持っていない会社という中で、どれほどの評価が出てくるのかというものは、先ほど申し上げましたように、プロによる評価によるものかなというふうに思います。

また、70度の高温で殺菌層を通すというお話は、3日にもお話したと思うのですが、その旨三井造船のほうには確認をしました。あのとき申し上げましたように、70度の殺菌については、農家の必須条件ということで強く言いました。

今、この事業が採択されますと、4月早々に詳細設計に入ります。それで今のところ、その詳細設計の中で、この部分を反映させるべく検討しています。ただ、三井造船からのお話ですと、これによってどれだけの事業費が上がるか、それによって会社としては利益率というものを持っていますので、一定の利益率が下がるということになりますと、農家にその分の負担が行くというお話を受けています。

ただ、農家の負担と言いましても、これまで農家説明会をやってきている中では、なかなか難しいですよというお話をしています。そういった状況の中で今、検討しているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今の部長の説明だと、今まで農家説明会が何回もありましたが、その中の話と全然違うのですよ。

まだ、原料調達契約も正式には結んでいない状況の中で、条件が変わるという話があるならば、その辺が流動的になるのではないかなと思うのですけれども、現在の条件の中で発酵だけ70度に上げてほしいという要望なのですよ。そこがちゃんと確約できているのかというのが1点。

それから、15年後の株式について資産はないと言いましたけども、償却資産は減価償却されるから確かに償却されるけども、株式は純利益が上がって、それに計算されていくと思うのです。株価というのは。だから、これは13億の15年の純利益、経常利益を出すという試算があるのですから、それで株価がどうなっているのかというのは、やっぱりシュミレーションしておく必要があるのではないかなと思うのですけれども、それをやっているか、やっていないかなのですよね。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 評価の関係でございますけれども、純利益があがってい

れば、通常ですと株価は上がるのではないかというお話ですけれども、株式の関係なので私ども自治体職員がなかなかわからないところでありますので、三井造船のほうにこの辺は検討させます。

それと70度のお話でございますけれども、前から話がかわっているというお話でしたが、話は変わっておりませんので、ただこの間、前に農協のほうから70度の殺菌というお話がありましたので、それに対する一定の回答は出したところです。

それを受けて、2月27日に農家説明会を行いまして、その中で多くの方から70度殺菌をやってほしいというお話を受けましたので、今検討をしているところでございます。

ですから、それらを検討した中で、今後この事業の出資金の予算を決定いただいて、共同事業者となった場合に、これから株主総会ですとか、取締役会などをやっていかなければなりません。

それと同時に補助金の申請、そして補助金の交付決定、そういったものがなされて初めて正式に出発できるという事ですか、補助金がつかなければこの事業はできませんので、その補助金の交付決定も3月の中というふうに予定は聞いておりますので、それらが決まりましたら、先ほども言いましたように、4月に入って早々に詳細設計に入ります。

それと同時に、今までの70度の関係も含めまして農家説明会をやって、農家の方に了解を得た中で売買契約を取り交わしていくということになっております。

ですから、今の70度の殺菌の関係につきましても、これから三井造船のほうで検討した結果を農家の方に伝えて、了解を得た中で進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、よろしいですか。

西原議員。

○5番（西原 浩君） 株主総会で決まるということなのですが、これを見ると株主が7人いて、三井が4人の地元が3人ということで、過半数は三井が持っています。それから、代表権も三井が持っているということは、今入る前にきちんとそういうことが確認されていないと、始まったら三井さんの仕切りで行くのではないかという危惧があるから、今あえて言わせてもらっているということなのです。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 15年目の株の譲渡の件ですが、私も株については、あまり分からないほうなのですけれども、15年後の株価を想定することは可能かどうか。ある程度は可能ですよということは、我々が今想定するSPCについては、償却をどんどんしていきます。15年目にはほとんど償却は終わってしまう。

そういう中で、あとは現金を持っているか。それを配当してしまえば、ほとんど現金は持たない会社ですから、それがない限り株価は、そのときの時価総額を考えたら、おのずとわかる話で、株価が高くなっているという状況はまず考えられないと思うのです。

SPCをもっともっと大きい会社に育てていけば、また別な話ですけれども、常識としてはやっぱり償却資産、会社の資産がだんだん減っていくわけですから、それに伴って、株価も時価としては下がっていくと考えるのが常識的ではないかと思います。

○議長（渡邊政吉君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに議案第10号について、御質問ございますか。

はい、9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 3点ほど質問させていただきます。

まず、株主間協定ですけれども、このことについては、専門的な知識を持った弁護士などが中に入って、内容を精査しているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

きょう、この内容についてさまざまな質問が出されました。その疑問が解決されないままで、あとで大きな問題になるということも考えられますので、その点についてお聞きします。

それともう1点ですけれども、70度で加温して殺菌するというのが必須条件だということを、三井造船のほうに伝えるということでしたけれども、70度でどのくらいの時間殺菌するのか、その時間についても大変重要なことになってくると思います。

BSEを退治するには75度で3時間ということも聞いています。そうすると本当に大変なことになると思いますので、牛の感染症を防いで農家の経営を守るという観点からも、このことは必須条件になってきますので、温度と時間のことについて、どのように申し入れしているのかということをお聞きします。

それからもう1点、この事業については、再三検討されていると思います。

純利益が計上されていると思うのですけれども、この純利益が売電価格が下がったことでマイナスになる、そういうところは考えられているのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 最初の問いでございますけれども、かなり難しい中身となつてございましたので、私たち行政マンでは、なかなかすべてをわかりかねます。

それによって、釧路の弁護士事務所のほうにお尋ねをしまして、中標津と双方、2日間ほど聞いてございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 2番目の質問にお答えいたします。

70度加温ということで今、検討していただいているところでございますけれども、70度に上げた場合の効果につきましては、根室家畜保健所のほうにアドバイスをいただきまして、データをいただきました。

その中では、ヨーネ病につきましては死滅温度が70度の5分、サルモネラ菌だと60度の15分ですとか、マイコプラズマにおいては70度の3分などの死滅温度のデータをいただいたところでございます。

当初考えておりましたのは、何らかの疫病が発生した場合には、70度を1時間の殺菌層を通すということを三井造船では計画しておりました。

それでは発生してからわかった時点で、だいたい2週間前までのふん尿については殺菌層を通すことができる。そして、発生した以降についても殺菌層を通すと、前後合わせて1カ月間くらい殺菌層を通すということで計画をしておりました。

ただ、農家の方々から、前後1カ月という形なのですが、それではもしものこともある中で、全量70度の殺菌層を通してほしいというお話がありました。それについては、先ほど申し上げましたように、一番ネックとなるのが、夏場は十分大丈夫なのですが、冬場

は相当加温しなければならないということで燃料代、あるいは今考えております工程とい
いますか、そういったものを含めて検討していただいているところです。

先ほどBSEの関係のお話がありましたけれども、ここ何年かは国内では確認されてい
ないのですが、これにつきましてはデータを持ちあわせておりませんので、ちょっとお答
えできないという状況でございます。

それと三つ目の純利益につきましては、先日開催されました産業建設常任委員会の中
では、20年間の収支について表をお渡ししました。

私どもも当初聞いていた中では、21年目には単価15円で計算して、100万単位の
プラスというふうに聞いておりました。それで、この間お配りした資料を見て、ちょっと
こちらも気がつかなかったのですが、確認をしましたところ、なぜだか分かりませんが、
14円で計算して若干のマイナスという表になっておりました。これについては三井造船
の間違いということで、今訂正をしているという状況でございます。ですから、FITが
外れたときにおいても、料金が幾らになるかわからない状態ではあります。

ただ、今のレベルに考えた場合には、若干のプラスの状態になると認識しているところ
です。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 釧路の弁護士さんに相談したということなのですが、その
内容というか、この株主間協定はこれで不備はないということで、このまま進んでいいと
いうことになったのかどうかということを、再度お聞きします。

それと、70度のことについては、ぜひ農家さんの要望もありますので、町のほうとし
て、しっかりと三井造船のほうに要望していく必要があると思います。

それと、概算の検討なのですが、14円で計算してマイナスになりましたと。1
5円ですと100万単位のプラス計算ですということで、既に21年目になると、1円違い
でマイナスになるかプラスになるか、そのところがかなり危うい状況になるというの
を、きちんと確認する必要があると思いますし、これがマイナス試算になったとき、この
まま15円で売電ができるのかどうかということのもわからないので、こういうふうになった
ときに、農家負担とか、町とか、そこら辺の負担がどんなふうにして変わっていくのか、
大きな負担にならないのかどうかということを、かなり先の話なのですが、そのこ
とについてどんなふうと考えられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） まず、乙側が融資を受ける場合の債務の保証をできないとい
う、そういったことも弁護士さんのほうに確認をしたところ、第1章の総則にございます
第1条目的の第3項に書かれているように、この規定を三井側、甲側が了承しますよとい
う第1の条件でございます。そのことによって、三井造船が7割の融資を受けるに当たっ
ての、親会社補償というふうになってございます。

中身については、こういう条件であれば大丈夫であろうというような回答を得ておりま
す。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えします。

70度の加温については、先ほどから申し上げますように、三井造船のほうには強

く要望していきます。

それと純利益の、先ほどの１４円、１５円でプラスマイナスという形になっておりますけども、いずれにいたしましても、農家負担を発生させるというわけにはいかないというふうに考えているところです。

そして、１４円になるのか、１５円になるのかというところについては、非常に予測が不可能という状況です。２０２０年には電気事業法が改正されて、電力の自由化というものが行われることになっています。それらも加えた中では、余計に電力が幾らになるかという予測が、なかなか立ちづらいというところでございます。

ただ、今回の件については２０年というのが保証されていますので、そこまでは変わらないという状況です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

瀧川議員。

○９番（瀧川榮子君） 農家負担は発生させるわけにはいかないということです、農家も大変ですし、これが１５年過ぎて２０年というふうになってきますと、必ずマイナスになるのではないかと考えています。施設も老朽化しますし、いろいろなところを整備していく必要もありますので、なかなか計算どおりにはいかないのだろうなというふうに思っていますが、そのことについて、これからみんなで目を開いて、このバイオマスがこのまま進んでいいのかということも、みんなで検討する必要があると思っています。

○議長（渡邊政吉君） 要望でよろしいですか。

○９番（瀧川榮子君） はい。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ある方、いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１５番中村議員。

○１５番（中村忠士君） かなりの時間をかけて質疑が行われましたけれども、非常に不明な点が新たにまた浮かび上がるというのが実情だったのではないだろうかと思います。

本来であればもっと時間をかけて、町は町で準備をしっかりするし、情報提供して議員もそれをしっかり理解できるような状況をつくってから提案すべきだというふうに思うのですが、そうはなっていないというような非常に残念であります。

したがって、これは町民に対する責任の問題としても、議会としてはもっとしっかり審議をしなければいけないという意味で賛成するわけにはいかないなというふうに思います。

不明な点が、私あるいはほかの議員もいろいろ質問して、大きくは協定違反をすると大きなペナルティーがかかってくると。とりわけ、町の原料供給に対する責任ということで、少しでもそれができなければペナルティーがかかってくるとのこと、これは明らかになりました。大変大きな問題だと思います。

それから借入金１２億２，０００万円についても、町がいったいどのくらいの負担になるのかということは、結論的にはわからないのだということがわかりました。

それから１５年後の問題でも、株式を買い取るとしてもその株式がどのくらいの価格になるのか。あるいは２０年後の売電価格がそのくらいになるのかというのが全く不明のま

まであります。

それから非常に大きな問題だと思うのは、70度での殺菌というのは必須条件だというふうに町はおっしゃっているし、私もそのとおりだと思って、これは絶対にやらなければいけないことだと。そうすると、その営業の経費がどういうふうになるかとか、施設の建設費がどうなるかということが大きく変わってきます。計画そのものが根底から変わってくるかもしれない。そのことに関する結論というか、方向性が全く見えてこないのですね。町は要望しているというふうに言っているだけであります。そういう意味からも、非常に説明の準備が不足していると言わざるを得ません。

本当はこの部分を切り離して、提案すべきだったのではないかというふうに思うわけですが、非常に大きな問題を抱えながらも進むわけにはいかないというふうに思い、他の部分はいいのですが、この部分については賛成しかねるということを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番小林議員。

○7番（小林敏之君） 私は、この本案に賛成の立場で討論いたします。

家畜ふん尿処理については、各酪農家で対応に苦慮しているところであり、増頭等により施設規模も手狭となっております。

バイオガスピラントが、新たな家畜ふん尿の利活用策として有効手段であることは、言うまでもありません。環境対策、エネルギー対策、臭気対策にも有効であり、持続可能な酪農を目指す有効なものであると判断いたします。

また、平成25年度別海町一般会計補正予算案はバイオに限らず、今後の町政を進める上で重要な補正予算も含まれており、総合的な判断の中で本予算案に賛成いたします。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第11号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第11号平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第11号の内容を説明いたします。

初めに、本補正予算の概要について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、今年度最終予算として、歳出の保険給付費の年度内の推計による増額と、関係機関からの交付金拠出金などの平成25年度内の決定通知などをもとに、歳入歳出それぞれ推計、精査をして補正するものでございます。

それでは、別冊の平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお

開き願います。

平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度別海町国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,910万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、2ページをお開き願います。

まず、歳入です。補正額の欄で申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項で975万7,000円の減。

2 款国庫支出金、1 項と2 項で4,090万8,000円の増。

3 款療養給付費等交付金、1 項で33万2,000円の減。

4 款前期高齢者交付金、1 項で670万円の増。

5 款道支出金、1 項と2 項で229万円の減。

6 款共同事業交付金、1 項で1,968万3,000円の増。

7 款繰入金、1 項で1億309万3,000円の増。

8 款繰越金、1 項で371万4,000円の増。

9 款諸収入、3 項で9,901万9,000円の減。

歳入合計で6,270万円を増額し、補正後の歳入の予算額を25億4,910万円とするものです。

次に、3ページの歳出です。

1 款総務費、1 項から4 項で70万5,000円の減。

2 款保険給付費、1 項、2 項、5 項合わせまして6,212万8,000円の増。

3 款後期高齢者支援金等、1 項で2,171万9,000円の増。

4 款前期高齢者納付金等、1 項で1万7,000円の増。

7 款共同事業拠出金、1 項で2,282万4,000円の減。

8 款保健事業費、1 項と2 項で223万9,000円の減。

9 款諸支出金、1 項で460万4,000円の増。

歳出合計で6,270万円を増額し、補正後の歳出の予算額を25億4,910万円とするものです。

次の事項別明細書、1の総括については省略させていただきまして、7ページ、2の歳入から御説明いたします。

款項の金額を省略し、目の補正額で御説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項1 目一般被保険者国民健康保険税835万3,000円の減。

2 目退職被保険者等国民健康保険税140万4,000円の減。いずれも、現時点における収納額の見込みにより推定しております。

国民健康保険税の現年課税分の収納率については、前年度と同様に95%で試算しております。

次に、8ページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 3,974 万 8,000 円の増。

2 目高額医療費共同事業負担金 296 万 8,000 円の減。

3 目特定健康診査等負担金 129 万 4,000 円の減。いずれも、確定通知及び概算決定通知により増減するものでございます。

2 項 1 目財政調整交付金 528 万 9,000 円の増。これは交付金の概算決定により増額するものです。

3 目その他国庫補助金、本目新設で、平成 25 年度高齢者医療制度円滑運営補助金の交付決定により増額するものでございます。

次に、9 ページです。

3 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 33 万 2,000 円の減。本年度交付実績から試算して減額するものです。

4 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 670 万円の増。社会保険診療報酬支払基金からの確定通知により、増額するものであります。

次に、10 ページをお開きください。

5 款道支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 296 万 9,000 円の減。これは、歳出の高額医療費共同事業医療費拠出金の決定により減額するものでございます。

2 目特定健康診査等負担金 129 万 4,000 円の減。これは負担金の決定通知により、減額するものでございます。

2 項 1 目財政調整交付金 197 万 3,000 円の増。これは概算決定通知により、増額するものでございます。

次に、11 ページです。

6 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 312 万 4,000 円の減。

2 目保険財政共同安定化事業交付金 2,280 万 7,000 円の増。いずれも、国保連合会からの交付決定通知に基づき、増減するものでございます。

12 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 309 万 3,000 円の増。これにつきましては、各種繰入金の精査によるそれぞれの繰り入れ増減と、本補正予算で見込まれる財源不足分につきまして、現時点での財源不足分として 1 億 870 万円を、赤字解消分一般会計繰入金として、その他一般会計繰入金の中に計上しております。

8 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金 371 万 4,000 円の増。前年度繰越金の確定による増額でございます。

次に、13 ページです。

9 款諸収入、3 項 1 目一般被保険者第三者納付金 713 万 8,000 円の増。これは、交通事故等第三者行為にかかわる損害賠償金でございます。

3 目一般被保険者返納金 3 万 9,000 円の増。これは、労災適用等による返納金でございます。

5 目雑入 3 万 9,000 円の増。本目新設で、70 歳前半の被保険者に係る一部負担金のうち、町に支払われる部分が 3 万 9,000 円ということで増額となっております。

ゼロ目歳入欠かん補填収入 1 億 623 万 5,000 円の減。これについては本目廃目で、今回の歳入歳出補正の精査において見込まれた不足財源を、一般会計の繰り入れとしたことにより減額し、廃目とするものでございます。

次に、15 ページをお開きください。

3の歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 6 5 万 8, 0 0 0 円の増。これは、制度改正に伴うシステム改修費 6 3 万円が主なものでございます。

2 目連合会負担金 1 万 4, 0 0 0 円の減。執行残の精査による減額でございます。

2 項 1 目賦課徴収費、1 6 ページをお開きください。目としては 4 9 万 6, 0 0 0 円の減となっております。これについては、釧路・根室広域地方税滞納整理機構等負担金の確定と執行残の精査による減額でございます。

2 目納税奨励費 1 8 万 2, 0 0 0 円の減。納税貯蓄組合事務費補助金の決定に伴う減額でございます。

3 項 1 目運営協議会費 4 5 万 2, 0 0 0 円の減。執行残の精査による減額でございます。

4 項 1 目趣旨普及費 2 1 万 9, 0 0 0 円の減。執行残の精査による減額でございます。

1 8 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 5, 7 7 5 万円の増。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費 3 4 0 万円の増。

5 項 1 目出産育児一時金 9 7 万 8, 0 0 0 円の増。これらにつきましては、いずれも本年度の確定値と残りの月の推計値により試算を行い、増額するものでございます。

次に、1 9 ページです。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 2, 1 7 1 万 6, 0 0 0 円の増。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金 3, 0 0 0 円の増。いずれも社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による増額でございます。

次に、2 0 ページです。

4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金 1 万 7, 0 0 0 円の増。これも確定通知による増額でございます。

次に、2 1 ページです。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 1, 1 3 7 万 6, 0 0 0 円の減。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金 1, 1 4 4 万 8, 0 0 0 円の減。いずれも国保連合会からの拠出金確定通知により、減額するものでございます。

2 2 ページをお開きください。

8 款保健事業費、1 項 1 目健康増進指導事業費 5 万 9, 0 0 0 円の減。執行残による減額でございます。

2 項 1 目特定健康診査等事業費 2 1 8 万円の減。執行残の精査による減額でございますが、特定健診にかかわる検診等委託料の減が主なものです。

次に、2 3 ページです。

9 款諸支出金、1 項 3 目償還金 4 6 0 万 4, 0 0 0 円の増。これにつきましては、既に本町へ交付済みの療養給付費等負担金、及び調整交付金に過大受領があったことから、返還金として増額するものでございます。

次に、2 5 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書でございます。

1、特別職。これは、別海町国民健康保険運営協議会委員の方が該当するものでございます。一番下段の比較の欄で申し上げます。

職員数については、補正前と変更はございません。

給与費の報酬で21万9,000円の減。

共済費はありませんので、合計でも21万9,000円の減額でございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第11号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第12号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第11 議案第12号平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第12号の内容説明をいたします。

別冊の平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成25年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ820万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,870万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。

2款使用料及び手数料、1項と2項で4万6,000円の増。

3款国庫支出金、1項で240万円の減。

4 款繰入金、1 項で1,512万3,000円の減。

6 款諸収入、1 項で1,237万7,000円の増。ゼロ項で70万円の減。

7 款町債、1 項で240万円の減。

歳入合計で820万円を減額し、歳入予算額の総額を5億7,870万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

次に、歳出です。

1 款総務費、1 項で50万円の増。

2 款下水道施設費、1 項で252万8,000円の減。

3 款集落排水施設費、2 項で603万2,000円の減。

4 款公債費、1 項で14万円の減。

歳出合計で820万円を減額し、歳出予算の総額を5億7,870万円とするものです。

次に、5ページになります。

第2表債務負担行為補正の廃止です。

平成25年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償と、別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担、平成25年度融資分の2項目について、借り入れ希望者がなかったことによる廃止です。

6ページをお開きください。

第3表地方債補正の変更です。

起債の目的、漁業集落排水事業、840万円を240万円減額し、600万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、1の総括は省略し、歳入から説明させていただきます。

9ページをお開きください。

2、歳出です。目で説明させていただきます。

2 款使用料及び手数料、1 項1目使用料2万円の増。

2 項1目手数料2万6,000円の増は、いずれも決算見込みによる増額です。

3 款国庫支出金、1 項2目集落排水施設費補助金240万円の減は、補助事業費確定による減額です。

10ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項1目繰入金1,512万3,000円の減は、精査による減額です。

6 款諸収入、1 項1目雑入1,237万7,000円の増は、施設移転補償費確定による増額です。

ゼロ項ゼロ目貸付金収入70万円の減は、借り入れ希望者がなかったことによる減額です。科目廃項となります。

11ページにお進みください。

7 款町債、1 項2目集落排水施設費240万円の減は、町債確定による減額です。

次に、13ページをお開きください。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項1目一般管理費120万円の増は、消費税納付額確定による増額が主なものです。

ゼロ目水洗化普及費 70 万円の減は、借り入れ希望者がなかったことによる減額です。
科目については、廃目となります。

14 ページをお開きください。

2 款下水道施設費、1 項 3 目施設整備費 252 万 8,000 円の減は、精査及び執行残による減額です。

15 ページに移ります。

3 款集落排水施設費、2 項 1 目処理場費 3 万 2,000 円の減は、精査による減額です。

3 目施設整備費 600 万円の減は、精査及び執行残による減額です。

4 款公債費、1 項目利子 14 万円の減は、額の確定による減額です。

以上で、議案第 12 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 12 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

ここで 10 分間休憩いたします。

午後 4 時 05 分 休憩

午後 4 時 15 分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 12 議案第 13 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 12 議案第 13 号平成 25 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（岡田一芳君） それでは、議案第 13 号の内容説明を申し上げます。

別冊の平成 25 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成 25 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 25 年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ870万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,480万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入です。

1款介護サービス費、1項で574万4,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項、2項で32万6,000円の減。

5款寄附金、1項で3万円の増。

6款繰入金、1項で360万円の減。

8款諸収入、1項、2項で94万円の増。

歳入合計で870万円を減額し、9億2,480万円とするものでございます。

次に、歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で870万円の減。

歳出合計で870万円を減額し、9億2,480万円とするものでございます。

次の、歳入歳出予算補正事項別明細書の1、総括については説明を省略いたしまして、5ページの歳入から説明をいたします。款項の金額は説明を省略しまして、目の金額で説明します。

1款介護サービス費、1項1目施設介護サービス費840万2,000円の減は、特別養護老人ホーム及び老人保健施設の入所者数の減少見込みによる補正となっております。

2目居宅介護サービス費265万8,000円の増は、老人保健施設短期入所者と訪問看護の利用増が主なものです。

次、6ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目施設介護サービス使用料30万6,000円の減は、特別養護老人ホームの利用者減が主なものでございます。

2目居宅介護サービス使用料39万9,000円の増は、老人保健施設短期利用者の増が主なものでございます。

2項1目居宅サービス手数料41万9,000円の減は、訪問看護のうち医療保険の利用減が主なものでございます。

5款寄附金、1項1目介護サービス事業費寄附金3万円の増は、特別養護老人ホームの利用家族からの寄附金でございます。

次に、7ページです。

6款繰入金、1項1目繰入金360万円の減は、歳入歳出予算に対する歳入予算超過分を減額補正するものです。

8款諸収入、1項1目介護サービス事業受託収入65万9,000円の増は、閉じこもり予防支援事業に係るデイサービスセンターの利用者増によるものです。

2項1目雑入28万1,000円の増は、民営化に向けた特別養護老人ホーム嘱託職員増による社会保険料収入の増と、訪問看護ステーション公有自動車損害共済費であります。

次に、歳出です。

9 ページをお開きください。

1 款介護サービス事業費、1 項1 目老人保健施設費、7 0 4 万 8 , 0 0 0 円の減は、施設利用者の減などによる医薬材料費や給食業務委託料の減のほか、施設の運営管理経費の執行残、及び支出見込みの精査などによる減額補正となっております。

次に、1 0 ページ上段です。

2 目特別養護老人ホーム費 4 3 万円の減は、嘱託職員の増による共済費の増額のほか、施設の運営管理経費の執行残、及び支出見込みの精査などによる補正です。

次に、1 0 ページ下段です。

3 目デイサービスセンター費 1 2 2 万 2 , 0 0 0 円の減は、嘱託職員の減による賃金の減額のほか、施設の管理運営経費の執行残、及び支出見込みの精査などによる減額補正となっております。

以上で、議案第 1 3 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 3 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、1 番木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 歳入と歳出あわせてなのですが、今特別養護老人ホームのほうの入所者数減少により収入が減っているということ、それから老健も同じようにそういうことがあるわけなのですが、待機者が多くいるという現状の中で、それはどういう理由で減少ということなのか、理由をお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（渡邊政吉君） はい、老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（岡田一芳君） お答えいたします。

老人ホームの入所者減というのは、基本的には議員おっしゃるとおり待機者がいるので本来はないのですが、たまたま、ことしノロウイルス等の感染症の発生がありまして、その期間募集を停止したということがございまして、当初の見込みより減ったということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 1 4 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 1 3 議案第 1 4 号平成 2 5 年度別海町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課参事。

○福祉課参事（今野健一君） 議案第14号の内容説明をいたします。

別冊の別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

平成25年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,390万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。補正額の欄で申し上げます。

1款保険料、1項で110万4,000円の増。

3款国庫支出金、1項で782万2,000円の減。

4款支払基金交付金、1項で1,337万5,000円の減。

5款道支出金、1項で706万円の減。

7款繰入金、1項と2項で435万3,000円の増。

歳入合計で2,280万円を減額し、8億9,390万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

1款総務管理費、1項から3項で130万1,000円の減。

2款保険給付費、1項で2,170万円の減。

3款地域支援事業費、1項で20万1,000円の増。

歳出合計で2,280万円を減額し、8億9,390万円とするものです。

次の事項別明細書ですが、1、総括につきましては説明を省略させていただき、7ページの歳入から説明いたします。款項の金額につきましては省略しまして、目の金額で説明いたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料110万4,000円の増。保険料収納額の増額によるものです。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金782万2,000円の減。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金1,337万5,000円の減。

次に8ページ、5款道支出金、1項1目介護給付費負担金706万円の減。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金401万4,000円の減については、いずれも保険給付費の減によるものです。

2項1目介護給付費準備基金繰入金836万7,000円の増。歳入の不足する分を基金から繰り入れをし、歳入歳出予算総額を調整するものです。

次に、9ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費11万円の増。平成26年度からの介護報酬改定に伴

うシステム改修費 25 万 2,000 円の増額、及び執行残の精査によるものです。

2 目地域支援事業事務費 7 万 2,000 円の減。

2 項 1 目賦課徴収費 8 万 8,000 円の減。

次に、10 ページに移ります。

3 項 1 目介護認定審査会費 10 万 6,000 円の減。

2 目認定調査費 114 万 5,000 円の減につきましては、いずれも執行残の精査によるものです。

次に、11 ページ。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス費 2,400 万円の減。介護サービス給付費の過去 3 カ年と、本年度 11 月分までの給付実績に基づきまして、今後の支出見込みを推計し、減額するものです。

2 目予防サービス費 230 万円の増。本年度の給付実績によりまして、今後の支出見込みについて推計し、増額とするものです。

次に、12 ページをお開きください。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防事業費 50 万 1,000 円の増。こちらは予防サービス利用者の増によるものです。

2 目包括的支援事業費 30 万円の減。本年度 12 月分までの実績によりまして、今後の支出見込み額を推計しまして、減額とするものです。

以上で、議案第 14 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 14 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 15 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 14 議案第 15 号平成 25 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） それでは、議案第 15 号の内容説明をいたします。

初めに、本補正予算の概要について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、本年度最終予算として、歳入の後期高齢者医療保険料の年度内の収納見込みと、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の決定通知などにより、

歳入歳出それぞれ推計、精査をして補正を行うものでございます。

それでは、別冊の平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,680万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをお開き願います。

まず、歳入です。補正額の欄で申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項で116万9,000円の減。

2 款広域連合支出金、1 項で5万2,000円の増。

3 款繰入金、1 項で243万1,000円の減。

4 款繰越金、1 項で104万8,000円の増。

歳入合計で250万円を減額し、補正後の歳入の予算額を1億3,680万円とするものでございます。

次に、下段の歳出です。

1 款総務費、1 項と2 項で68万1,000円の減。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で181万9,000円の減。

歳出合計で250万円を減額し、補正後の歳出の予算額を1億3,680万円とするものです。

次の事項別明細書、1の総括については省略させていただきまして、7ページの歳入から御説明いたします。

2の歳入です。款項の金額につきましては省略し、目の補正額の欄で御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項2 目普通徴収保険料116万9,000円の減。これにつきましては、滞納繰越分の収納見込み額をもとに減額するものでございます。

2 款広域連合支出金、1 項1 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金5万2,000円の増。これにつきましては、市町村が実施する制度周知等の広報事業に対する交付金で、市町村の経費負担を軽減し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資することを目的に、特例交付金として交付されるものでございます。

次に、8ページです。

3 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金243万1,000円の減。これは、広域連合事務費負担金の確定に伴う112万9,000円の減と、町の事務費執行残の精査による194万2,000円の減。

保険基盤安定負担金の確定による64万円の増、合わせて243万1,000円の減額となっております。

4 款繰越金、1 項1 目繰越金104万8,000円の増。これにつきましては、前年度繰越金の確定による増額でございます。

以上で歳入を終わりました、9ページをお開きください。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 4 1 万 9, 0 0 0 円の減。これについては執行残の精査による減額と、先ほど歳入のほうで申しあげました臨時特例交付金の対象となります一般会計繰出金 5 万 2, 0 0 0 円の増を合わせて、4 1 万 9, 0 0 0 円の減となっております。

2 項 1 目徴収費 2 6 万 2, 0 0 0 円の減。これについては、執行残の減額によるものです。

次に、1 0 ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1 8 1 万 9, 0 0 0 円の減。これについては、広域連合に納付する負担金がそれぞれ確定したことによるものでございます。

以上で、議案第 1 5 号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 5 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 1 6 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 1 5 議案第 1 6 号平成 2 5 年度町立別海病院事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（小湊昌博君） 議案第 1 6 号の内容説明をいたします。

別冊、町立別海病院事業会計補正予算書の 1 ページをお開き願います。

平成 2 5 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）。

第 1 条、総則。

平成 2 5 年度町立別海病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量。

予算第 2 条の業務の予定量を、次のとおり改める。

4、主要な建設改良事業、（1）町立別海病院整備事業、事業費、補正予算 3 2 7 万円減で計 4 8 3 万円とするものです。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款1項医業収益、補正予定額520万円増で計11億1,946万6,000円。

2項医業外収益、補正予定額729万1,000円減で、計7億4,804万1,000円とし、1款病院事業収益合計で18億6,751万7,000円とするものです。

次に、支出の1款1項医業費用、補正予定額5,033万8,000円減で、計19億5,913万5,000円。

2項医業外費用、補正予定額207万8,000円増で、計4,444万9,000円。

1款病院事業費用合計で20億859万4,000円とするものです。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,645万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,645万6,000円で補てんするものとする。

収入の1款1項企業債、補正予定額1,800万円減で、計5,150万円。

2項出資金、補正予定額736万5,000円増で、計5,305万9,000円。

1款資本的収入の合計で1億1,885万9,000円とするものです。

次に、支出の1款1項建設改良費、補正予定額327万円減で、計9,294万4,000円。

1款資本的支出の合計で、1億6,531万5,000円とするものです。

第5条、企業債。

予算第5条起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、医療機械器具購入事業、補正前の限度額6,950万円を、補正後の5,150万円に改めるものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はありません。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

(1) 職員給与費、補正予定額4,068万7,000円減で、計12億3,254万2,000円。

(2) 交際費、補正予定額50万円減で、計130万円とするものです。

続きまして、3ページをごらんください。

第7条、他会計からの補助金。

予算第8条に掲げる金額を次のとおり改める。

(2) 病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,258万4,000円。

(3) 病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、1,316万3,000円。

(4) 児童手当に要する経費、296万円。

(5) 院内保育園に要する経費、1,407万4,000円。

(6) 医師の派遣を受けることに要する経費、2,736万円。

続きまして、補正予算に関する説明書ですが、最初に15ページをお開き願います。

平成25年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書です。

先ほど款項で御説明いたしましたので、目で御説明いたします。

収益的収入及び支出。

収入です。

1 款 1 項 3 目 その他医業収益、補正予定額 5 2 0 万円増で、計 1 億 6, 4 0 6 万 4, 0 0 0 円。これは、室料差額収益で増が見込まれるためのものです。

2 項 2 目 他会計補助金、補正予定額 2 0 0 万 5, 0 0 0 円減で、計 8, 3 1 5 万円。これは、共済追加費用費の減によるものです。

3 目 補助金、補正予定額 7 万 4, 0 0 0 円増で、計 6 9 万 3, 0 0 0 円。これは、道からの院内保育園に対する補助金が増となったものによります。

4 目 負担金交付金、補正予定額 5 3 6 万円減で、計 6 億 5, 0 5 2 万 8, 0 0 0 円。これは、一般会計の繰入基準の実績が下がったことにより、繰入金が減となるものです。

続きまして、1 6 ページになります。

支出です。

1 項 1 目 給与費、補正予定額で 4, 1 3 2 万 7, 0 0 0 円減で、計 1 2 億 3, 5 5 0 万 2, 0 0 0 円。これは、支出見込み額精査によるものが主なものです。

なお、補正概要につきましては、合計額のみといたします。

医師給 4 3 4 万 1, 0 0 0 円の増。

看護師給 6 3 7 万 9, 0 0 0 円の減。

医療技術員給 3 5 万 8, 0 0 0 円の増。

事務員給 2 9 9 万 2, 0 0 0 円の増。

給与計で 1 3 1 万 2, 0 0 0 円の増となります。

次に、医師手当等 2 1 6 万 9, 0 0 0 円の減。

看護師手当等 1, 6 7 7 万 8, 0 0 0 円の減。

1 7 ページにお進みください。

医療技術員手当等 9 万円の減。

事務員手当等 1 5 5 万 9, 0 0 0 円増。

1 8 ページにお進みください。

手当等計で 1, 7 4 7 万 8, 0 0 0 円の減となります。

次に、賃金 1, 0 3 0 万円の減。

法定福利費 1, 5 1 7 万 8, 0 0 0 円の減。

1 9 ページにお進みください。

組合負担金 3 1 万 7, 0 0 0 円増となります。

3 目 経費、補正予定額 9 0 1 万 1, 0 0 0 円減で、計 3 億 5, 1 1 8 万 7, 0 0 0 円は、支出見込み額精査によるものです。

2 項 3 目 消費税及び地方消費税、補正予定額 2 0 7 万 8, 0 0 0 円増で計 3 5 9 万円。これは、消費税の中間納付額が増となったことによるものです。

続きまして、2 0 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。

収入。

1 款 1 項 1 目 企業債、補正予定額 1, 8 0 0 万円減で、計 5, 1 5 0 万円。これは、建設改良事業の起債対象事業費が減となったことによるものです。

2 項 1 目 他会計出資金、補正予定額 7 3 6 万 5, 0 0 0 円増で、計 5, 3 0 5 万 9, 0 0 0 円は、起債対象事業が減となったことによる一般財源からの出資金が増となるため

す。

次に、支出です。

1 款 1 項 2 目構築物建設事業費、補正予定額 3 2 7 万円減で、計 4 8 3 万円は、入札による事業確定によるものです。

次に説明書の最初に戻りまして、5 ページの補正予算実施計画、収益的収入及び支出。

6 ページの資本的収入及び支出は省略いたしまして、7 ページをお開き願います。

町立別海病院事業会計資金計画。

補正予定額及び計で申し上げます。

受入資金を補正予定額 2, 0 0 1 万 8, 0 0 0 円減の、計 2 5 億 8 7 3 万円。

支払資金を補正予定額 5, 8 1 4 万 6, 0 0 0 円減の、計 2 3 億 6, 2 3 9 万 6, 0 0 0 円とし、差し引きが補正予定額 3, 8 1 2 万 8, 0 0 0 円増の、計 1 億 4, 6 3 3 万 4, 0 0 0 円となるものです。

この金額が、1 4 ページの予定貸借対照表をごらん願いたいと思いますが、2 の流動資産、(1) 現金預金の 1 億 4, 6 3 3 万 4, 0 0 0 円と同じになります。

なお、8 ページから 1 2 ページの給与費明細書、1 3 ページの予定損益計算書、1 4 ページの予定貸借対照表の説明は省略させていただきます。

以上で、町立別海病院事業会計補正予算の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 6 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 6 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 1 7 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 1 6 議案第 1 7 号平成 2 5 年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） それでは、議案第 1 7 号の内容説明をいたします。

別冊の平成 2 5 年度別海町水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成 2 5 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）。

第 1 条、総則。

平成 2 5 年度別海町水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入です。

1 款水道事業収益は、1 項営業収益で2,440万5,000円を減額。

2 項営業外収益で266万円を増額し、6億9,304万円とするものです。

次に、支出です。

1 款水道事業費用は、1 項営業費用で1,666万2,000円を減額。

2 項営業外費用で329万7,000円を増額し、4億8,393万9,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,197万5,000円は、減債積立金1億3,396万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額846万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億8,954万1,000円で補てんするものとする。

収入です。

1 款資本的収入は、1 項工事負担金で2,019万7,000円を増額し、3,454万7,000円とするものです。

次に、支出です。

1 款資本的支出は、1 項建設改良費で1,479万1,000円を減額し、3億6,652万2,000円とするものです。

次に、2ページをお開きください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

2 号、交際費を5万円減額して、ゼロ円に改めるものです。

第5条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額1,475万8,000円を1,080万円に改める。

3 ページ、4 ページの平成25年度別海町水道事業会計補正予算実施計画は省略させていただきます。

次に、8ページをお開きください。

平成25年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

款項について御説明いたしましたので、続いて目で説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入です。

1 款水道事業収益、1 項1 目給水収益1,873万5,000円の減は、決算見込みによる減額です。

2 目受託工事収益608万円の減は、道路工事等に伴う水道施設移転工事費確定による減額です。

3 目その他の営業収益41万円の増は、決算見込みによる増額です。

2 項1 目受取利息及び配当金12万3,000円の減。

2 目負担金258万3,000円の増。

3 目雑収益20万円の増は、いずれも決算見込みによる増減です。

次に、9ページに移ります。

支出です。

1 款水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費 8 1 3 万 9, 0 0 0 円の減は、業務委託の発注見送り及び水質検査委託料の執行残が主なものとなります。

2 目配水及び給水費 3 4 万 2, 0 0 0 円の減は、精査及び執行残によるものです。

3 目受託工事費 1, 2 4 6 万円の減は、水道施設移転工事費の執行残です。

4 目総係費 6 1 万円の減は、精査及び執行残によるものです。

5 目減価償却費 1 0 5 万円の増。

6 目資産減耗費 3 8 3 万 9, 0 0 0 円の増は、いずれも精査によるものです。

2 項 3 目消費税及び地方消費税 3 2 9 万 7, 0 0 0 円の増は、納付額確定による増額です。

次に、1 0 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入です。

1 款資本的収入、1 項 1 目工事負担金 2, 0 1 9 万 7, 0 0 0 円の増は、水道施設移転補償費の確定によるものです。

支出です。

1 款資本的支出、1 項 1 目事務費 3 2 万 3, 0 0 0 円の減は、執行残によるものです。

2 目施設費 7 8 4 万円の減。

3 目量水器設置費 3 9 4 万円の減。

4 目固定資産購入費 2 6 8 万 8, 0 0 0 円の減は、いずれも執行残によるものです。

次に、5 ページまでお戻りください。

平成 2 5 年度別海町水道事業会計資金計画です。

各項目につきましては省略させていただき、合計額で説明させていただきます。

受け入れ資金です。

既決予定額 3 6 億 3, 0 7 9 万 3, 0 0 0 円から、補正予定額 1 3 2 万 8, 0 0 0 円を減額し、3 6 億 2, 9 4 6 万 5, 0 0 0 円とするものです。

次に、支払資金です。

既決予定額 7 億 2, 9 9 6 万 8, 0 0 0 円から、補正予定額 3, 6 3 4 万 2, 0 0 0 円を減額し、6 億 9, 3 6 2 万 6, 0 0 0 円とするものです。

差し引きで、既決予定額 2 9 億 8 2 万 5, 0 0 0 円を 3, 5 0 1 万 4, 0 0 0 円増額し、2 9 億 3, 5 8 3 万 9, 0 0 0 円とするものです。

この金額が、年度末の現金預金の予定額です。

次に、6 ページをお開きください。

平成 2 5 年度別海町水道事業予定損益計算書です。

最下段をごらんください。

2 億 6 3 万 2, 0 0 0 円分が当年度純利益の見込みです。

7 ページの平成 2 5 年度別海町水道事業予定貸借対照表につきましては、省略させていただきます。

以上で、議案第 1 7 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 7 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 同意第1号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第17 同意第1号別海町監査委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長(水沼 猛君) 同意第1号について御説明申し上げます。

本町の監査委員につきましては、議会選出の山田信氏のほか、識見を有する方として鈴木英世氏と下川原洋氏の2名を選任させていただいております。

このたび、鈴木英世氏からは任期であります本年3月12日、下川原洋氏からは任期であります本年3月31日をもって、勇退をいたしたいとの申し出がございました。

このため同意第1号として、新たに次の方を別海町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

住所は、中標津町東11条北9丁目2番地22、志賀正章氏でございます。

志賀氏の経歴を若干申し上げますと、昭和41年3月に北海道中標津高等学校を卒業されております。卒業の年に、現在の大地みらい信用金庫に勤務をされ、標津支店、中標津支店等に勤務され、昭和54年4月から別海支店に6年間勤務をされておりました。その後は主に本店に勤務され、平成19年10月に定年退職をされております。定年退職後は、平成23年7月31日まで嘱託職員として同行に勤務をされております。

標準的な基準で会計等を考察できる方であり、適任と考えた次第でございます。

なお、任期は平成26年3月13日からの4年間でございます。ぜひ御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(渡邊政吉君) 同意第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第18 同意第2号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第18 同意第2号別海町監査委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第2号も先ほどの同意第1号と同様で、別海町監査委員の選任についてでございます。

このたび、新たに次の方を別海町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

住所につきましては、別海町別海旭町253番地、田村秀男氏でございます。

田村氏の経歴を若干申し上げますと、昭和45年3月に北海道中標津高等学校を卒業されております。

昭和45年4月から平成24年3月まで別海町役場に勤務をされておりました。その間、管財課を初めとして、昭和62年5月には水道部業務課業務係長、平成8年4月には経済部農林課長補佐、平成14年4月には総務部企画調整課長、平成18年4月には総務部総務課長、平成19年6月には議会事務局長、平成21年4月には福祉部長代理、平成22年には福祉部長として勤務をされていることから、行政全般に大変詳しい方であり、人格、識見ともに大変すぐれた方であります。

任期については、平成26年4月1日からの4年間でございます。ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第19 同意第3号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 同意第3号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第3号根室町村等公平委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町で公平委員会を共同で設置をいたしており、現在、本町の葛西祐さん、中標津町の池田一昭さん、標津町の渡辺好之さんの3名の方が委員となっております。

委員の選任につきましては、関係4町で協議をし、選出することにしており、このたび、本町の葛西祐さんが本年3月31日をもって任期満了となることから、新たな委員として寺澤哲也さんを根室町村等公平委員会委員として選任をいたしたく、関係4町の議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成26年4月1日から平成30年3月31日の4年間でございます。

寺澤さんは、目梨郡羅臼町船見町19番地の6にお住まいで、昭和28年11月27日生まれの60歳でございます。

主な経歴を申し上げますと、昭和47年3月に北海道小樽水産高等学校卒業後、同年羅臼町役場に奉職をされ、水産課水産振興係長、健康課介護保険特命参事、羅臼町国保病院事務課長などを歴任され、現在は羅臼町議会事務局長として勤められております。

本年3月31日をもって定年退職される予定でございます。

寺澤さんについては、人格、識見ともにすぐれた方でございますので、ぜひ御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第20 報告第2号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第20 報告第2号専決処分の報告について、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第2号の内容を御説明いたします。

議案89ページをお開きください。

報告第2号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年2月10日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年9月10日議案第79号により議決を経て締結、平成25年11月22日専決処分した、主要道道根室中標津線中春別橋架換に係る上下水道施設移転工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,019万6,500円（内消費税及び地方消費税額286万6,500円）」を「6,155万1,000円（内消費税及び地方消費税額293万1,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、マンホール工事に変更の必要性が生じ、135万4,500円増額となったものです。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あすは午前10時から本会議を行います。

なお、議員の皆さんは事務局からこの後、若干連絡事項がございますので、そのままお残りいただきたいと思います。

町長初め管理職の皆様、大変長い間御苦労さまでございました。

散会 午後 5時15分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員